

第4期川崎町地域福祉計画



ReBorn! 川崎町

人を育み、町を創る。10年先も住み続けたい町へ

令和8年3月

川崎町

はじめに



この度、住民意識調査（アンケート）を実施し、これまでの計画の成果及びこれからの課題整理を行い、令和8年度から令和12年度までを計画期間とした「第4期川崎町地域福祉計画」を策定しました。

本町の基本理念は、「誰でも安心して生活でき、ぬくもりと絆を感じられるまちづくり」とし、すべての人が住み慣れた地域で他の人々と共に生きる社会の実現を目指します。

高齢化や核家族化が進み家族の支え合いである「自助」の機能が低下するなか、ボランティア活動、地域での支え合いや見守りといった「共助」のまちづくりを進めていくことが大切です。

多様なニーズをすくい取る「全世代・全対象型地域包括支援体制」の構築により、高齢者、障がい者、こども・子育て家庭、そして生活困窮者支援など、生活上の困難を抱える方々への支援体制を整えます。その土台としての地域力の強化として、「他人事」ではなく「我が事」と考える地域づくりが必要な取り組みとなります。

本計画の推進にあたりましては、人と人とのつながりの再構築を進めながら、誰もが安心・安全に暮らしていくための条件を整備し、福祉サービスの実施主体である行政はもとより、町民の皆様をはじめ、地域で活動されている福祉団体、行政区長会、シニアクラブ、民生委員・児童委員、社会福祉協議会など様々な組織と連携して、参加と協働により各事業の実施に取り組むことが必要であると考えております。今後とも、地域福祉推進へのご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にありまして、熱心にご審議いただきました川崎町地域福祉計画策定委員会の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和8年3月

川崎町長 原口 正弘

目次

第1章 計画の策定にあたって	1～6
1. 計画策定の趣旨と背景	1
2. 地域福祉計画について【参考】社会福祉法より抜粋	2～4
3. 計画の位置づけ（他の計画との関係）	5
4. 計画の期間	6
5. 計画の策定体制	6
第2章 地域福祉を取り巻く川崎町の現状	7～42
1. 統計から見る本町の現状	7～16
1) 人口	7
2) 世帯	8
3) 要介護・要支援認定者	8～9
4) 障がいのある人	10～11
5) 出生	12
6) 生活保護	13
7) シニアクラブ	13
8) 福祉・ボランティア団体登録状況	14～17
9) 民生委員・児童委員（主任児童委員）数	17
2. アンケート調査結果の概要	18～42
1) 『川崎町地域福祉計画の策定に向けたアンケート調査』	18
2) 集計結果	18～42
第3章 計画の理念と目標	43～44
1. 計画の基本理念	43
2. 計画理念・基本目標・施策の方向・必要な施策	44
第4章 具体的な取り組み	45～60
基本目標1 お互いの人権を尊重し、共に支え合うまちづくり	45～50
施策の方向 1) 住民が主体となった地域課題解決への支援	45～47
(必要な施策) ①地域の社会資源を活用した拠点づくり	45
②シニアクラブ活動への支援	45

③見守り活動の推進	4 5
④日常生活上の支援体制充実への支援	4 6
⑤地域で支える子育て支援	4 6～4 7
⑥共同募金運動の推進	4 7
施策の方向 2) 福祉のまちづくりの推進	4 7～5 0
(必要な施策) ①福祉のまちづくりの普及・啓発	4 7～4 8
②誰もが安心して移動できるバリアフリー交通の推進	4 8
③バリアフリー化の情報提供	4 8
④障がいを理由とする差別の解消	4 9
⑤再犯防止の推進 (市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画)	4 9～5 0
施策の方向 3) 災害時の福祉支援	5 0
(必要な施策) ①避難行動要支援者対策の推進	5 0
②福祉避難所の開設・運営支援	5 0
基本目標2 地域福祉を支える人づくり	5 1～5 3
施策の方向 1) 地域福祉活動の更なる活性化への支援	5 1
(必要な施策) ①地域住民参画への支援	5 1
②NPO・ボランティアが活動しやすい環境づくり	5 1
③ボランティア活動への支援	5 1
施策の方向 2) 地域で活躍する人材の確保	5 2
(必要な施策) ①福祉教育やボランティアリーダーなどの養成	5 2
②民生委員・児童委員活動への支援、制度の広報・啓発	5 2
③地域の子育て支援の確保	5 2
施策の方向 3) 人権意識の普及・啓発	5 3
(必要な施策) ①人権意識の普及・啓発	5 3
②福祉を担う人材への人権研修	5 3
基本目標3 福祉サービスを適切に利用できる基礎づくり	5 4～6 0
施策の方向 1) 保健・医療・福祉に関する相談、情報提供体制の整備	5 4～5 6
(必要な施策) ①関係機関の相談、情報提供体制の充実	5 4～5 6
地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制	5 5
地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制	5 6
施策の方向 2) サービス利用における権利擁護の推進	5 7
(必要な施策) ①日常生活自立支援事業の推進	5 7
②成年後見制度の利用促進	
(成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画)	5 7

施策の方向 3) 分野横断的な課題への対応	58～60
(必要な施策) ①生活困窮者への自立支援	58
②虐待などへの共通的な対応	58
③住宅確保要配慮者への支援	58～59
④就労に困難を抱える人への支援	59
⑤共生型サービスの展開	59
⑥自殺対策の総合的な取り組み	60
第5章 計画の推進体制	61
1. 計画の推進体制	61
1) 計画の周知・啓発	61
2. 協働による推進体制	61
1) 町・社会福祉協議会の連携強化	61
2) 関係機関との連携強化	61
3) 計画の進捗状況の管理・評価	61
【資料編】	62～68
1. 川崎町地域福祉計画策定委員会設置要綱	62～63
2. 川崎町地域福祉計画策定委員名簿	63
3. 計画の策定過程	63～64
4. 用語集	64～68

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨と背景

地域福祉が目指すのは、安心して、地域社会の一員として、生き生きと暮らし続けることができる、豊かであたたかい地域社会づくりです。

具体的には、1点目、地域で暮らしている人は、誰でも社会を構成する一員として平等であり、お互いの人権を尊重し合わなければなりません。年をとっても、障がいがあっても、個人として尊重され、地域で生活できるようにするために、誰でも必要なときに、質のよい福祉サービスを気軽に利用できるようにすることです。地域福祉を推進していく上で最も大切なのは、「一人一人の人権を最大限に尊重する」という視点です。

2点目、地域住民一人一人の福祉課題・生活課題は、複雑・多様化が予想され、制度や施策の有無に関わらず、積極的かつ柔軟に応えていくという姿勢が求められます。今後は、更に保健・医療・福祉サービスや生活環境サービスとの連携を図り、生活支援の包括的サービスを実現することが重要であると考えます。

3点目、社会的孤立、孤独、社会的排除などの課題に取り組み、地域社会における「つながり」を再構築し、共存・共生の福祉文化をもつ地域づくり、福祉のまちづくりをすすめることです。

4点目、地域のあらゆる住民が役割を持ち、多様な関係機関と協働・連携しながら、お互いに支え合う地域づくりをすすめることなどの施策が必要と考えます。また、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」を目指すものです。

このたび策定する「第4期川崎町地域福祉計画」は、人と人とのつながりの再構築を進めながら、誰もが安心・安全に暮らしていくための条件を整備し、福祉サービスの実施主体である行政はもとより、地域住民、福祉団体、行政区長会、シニアクラブ、民生委員・児童委員、社会福祉協議会などの協働により、地域の多様な主体が参画していくための方針を示すものです。

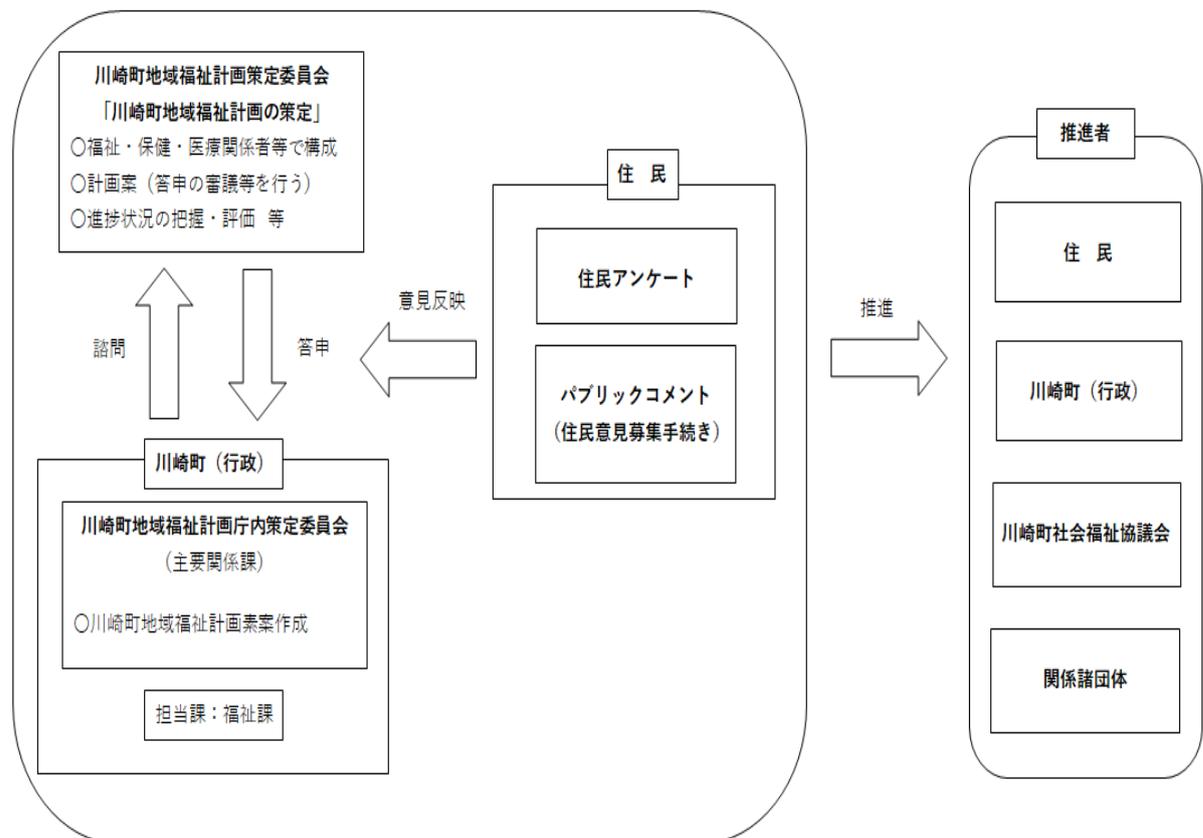
本計画を推進することにより、住民誰もが安心して幸せに暮らせる町へ、『ReBorn! 川崎町 人を育み、町を創る。10年先も住みたい町へ（第6次川崎町総合計画より）』を将来像として、これからも住みたいと感じられる地域の実現を目指します。

2. 地域福祉計画について

平成12年（2000年）に社会福祉の基本法である社会福祉事業法が社会福祉法へ改正され、地域福祉の推進が明確に位置づけられるとともに、市町村においては、社会福祉法第107条に「市町村地域福祉計画」の策定が規定され、平成23年3月に「第1期川崎町地域福祉計画」を策定しました。その後、平成29年3月「川崎町地域福祉計画に係る具体化策に関する提言書」を川崎町保健福祉推進協議会より、町へ提出しました。

平成30年4月社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部改正により、市町村地域福祉計画の策定は、任意とされていたものが努力義務となり、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられました。また、法改正において、法第106条の3第1項各号で規定する「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」が計画に盛り込むべき事項として新たに追加されました。その結果、法改正分の追加及び見直しなどを行い、安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指して、「川崎町地域福祉計画」を策定することとしました。

川崎町地域福祉計画策定・推進・評価の全体像



【参考】 社会福祉法より抜粋

(目的)

第一条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(福祉サービスの基本的理念)

第三条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

(地域福祉の推進)

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(包括的な支援体制の整備)

第百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流することができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制

の整備に関する施策

- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

2 略

(市町村地域福祉計画)

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(都道府県地域福祉支援計画)

第一百八条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- 五 市町村による第百六条の三第一項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項

2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

3. 計画の位置づけ（他の計画との関係）

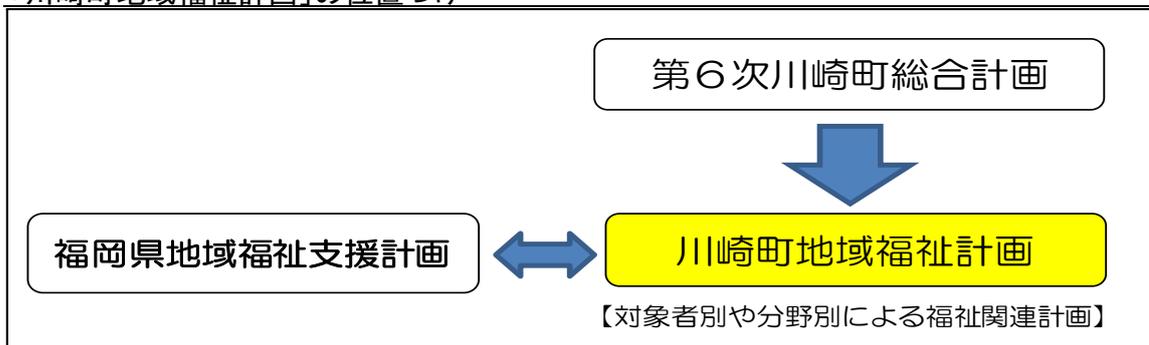
本計画は、「第6次川崎町総合計画」【令和2年～11年】を基に、その地域福祉分野を推進するための基本的な計画とし、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」として位置づけられます。総合計画は、本町の将来のあり方を展望し、町民にまちづくりの中長期的なビジョンを示すとともに総合的な行政運営の指針となり、今後のまちづくりの基本指針となるものです。

なお、本計画の基本目標1「お互いの人権を尊重し、共に支えあうまちづくり」における、施策の方向2)－⑤の「再犯防止の推進」は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条における「市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」として、基本目標3「福祉サービスを適切に利用できる基礎づくり」における、施策の方向2)－②の「成年後見制度の利用促進」は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」として、それぞれ位置づけられるものです。

さらに、本町には、「川崎町高齢者保健福祉計画（高齢者福祉課）」、「川崎町人権施策実施計画」、「川崎町男女共同参画プラン（人権推進課）」、「川崎町国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）（住民課）」、「第1期かわさき健康プラン、川崎町子ども・子育て支援事業計画（健康づくり課）」、「川崎町障がい福祉計画、川崎町障がい児福祉計画、川崎町障がい者福祉基本計画（福祉課）」、「川崎町公共施設等総合管理計画（企画情報課）」等といった、高齢者、障がいのある人、子育て、保健医療などの各分野の計画があり、国におけるさまざまな法改正などに留意しながら、それぞれの分野固有の施策、達成目標などを掲げ、推進しています。

本計画は、これらの計画に基づき施策を推進していく上で共通する考え方やその基本的な方向を定めるものとします。

「川崎町地域福祉計画」の位置づけ



（参考）「第6次川崎町総合計画」及び「第2次川崎町総合戦略」

社会環境の変化や基礎調査、住民アンケート調査や住民ワークショップ等の結果を踏まえ、新たな「第6次川崎町総合計画」及び「第2次川崎町総合戦略」が策定されています。また、「第2次川崎町総合戦略」は、総合計画で定める計画のなかでも「雇用」

や「定住促進」、「結婚・出産・子育て」、「安全・安心の快適な暮らし」分野の取り組みを重点的に進めることを目的に策定し、総合計画における主要施策として位置付け、一体的に考え、両計画は本町において、最上位計画となっています。

4. 計画の期間

本計画は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年計画とし、3年で計画の評価や一定の見直しを行います。

策定後は計画の推進状況の評価・検証を行うとともに、法律や諸制度の変更や社会情勢の変化を踏まえて必要に応じて計画内容の見直しを行います。

令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)
				
		評価・見直し		計画の見直し

5. 計画の策定体制

(1) 川崎町地域福祉計画策定委員会の設置

本町の地域福祉を取り巻く現状について協議し、本計画の策定及び推進に関する審議を行う場として、「川崎町地域福祉計画策定委員会」を設置しました。本協議会は、学識経験者、保健福祉関係団体、医療機関、民生委員・児童委員協議会の代表等から構成されています。

(2) 地域福祉計画策定に関するアンケートの実施

本計画を策定するため、無作為抽出による18歳以上の川崎町民2,000名を対象に、地域福祉に対する考え方や意見を聞き、本計画の基礎資料として、令和7年9月1日～9月15日にかけてアンケート調査を実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

令和8年1月27日に、パブリックコメントを実施し、計画案に対する幅広い意見を聴取しました。

第2章 地域福祉を取り巻く川崎町の現状

1. 統計から見る本町の現状

1) 人口

本町の令和2年度～令和6年度人口推移をみると、全世代で減少傾向となっており、特に0歳～14歳の減少が顕著です。それに伴い、65歳以上の割合は増加しており、令和7年3月末時点で高齢化率が40.1%となっています。

■人口の推移

[単位：人]

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総人口	人口数	16,130	15,807	15,480	15,041	14,714
	人口指数	100.0%	98.0%	96.0%	93.2%	91.2%
0～14歳	人口数	1,804	1,720	1,650	1,568	1,489
	人口指数	100.0%	95.3%	91.5%	86.9%	82.5%
	人口比率	11.2%	10.9%	10.7%	10.4%	10.1%
15～64歳	人口数	8,208	8,000	7,788	7,513	7,322
	人口指数	100.0%	97.5%	94.9%	91.5%	89.2%
	人口比率	50.9%	50.6%	50.3%	50.0%	49.8%
65歳以上	人口数	6,118	6,087	6,042	5,960	5,903
	人口指数	100.0%	99.5%	98.8%	97.4%	96.5%
	人口比率	37.9%	38.5%	39.0%	39.6%	40.1%
	65歳～74歳 (前期高齢者数)	3,119	3,061	2,930	2,761	2,603
	75歳以上 (後期高齢者数)	2,999	3,026	3,112	3,199	3,300

※各年度3月末時点の住民基本台帳人口より

※人口指数は、令和2年度の値を100として算出したもの

2) 世帯

本町の世帯数は、年々減少しており、令和2年度と令和6年度を比較すると、3.7%減少となっています。総人口と世帯数から1世帯あたりの人数を算出すると、令和2年度1.8人に対し、令和6年度は1.7人に減少しています。

■世帯数の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総人口	16,130	15,807	15,480	15,041	14,714
世帯数(世帯)	8,748	8,639	8,582	8,485	8,422
世帯指数	100.0%	98.8%	98.1%	97.0%	96.3%
1世帯人数(人)	1.8	1.8	1.8	1.8	1.7
1世帯人数指数	100.0%	99.2%	97.8%	96.1%	94.8%

※各年度3月末時点の住民基本台帳人口より

※世帯指数・1世帯人数指数は、令和2年度の値を100として算定したもの

3) 要介護・要支援認定者

本町は、必要なサービスを公平に提供するために、福岡県介護保険広域連合に加入し、広域連合を保険者として介護保険事業の運営を行っています。介護保険認定者は、令和2年度と令和6年度の5年間で減少傾向となっています。令和6年度末の認定者数は1,441人、認定率は24.4%となっています。

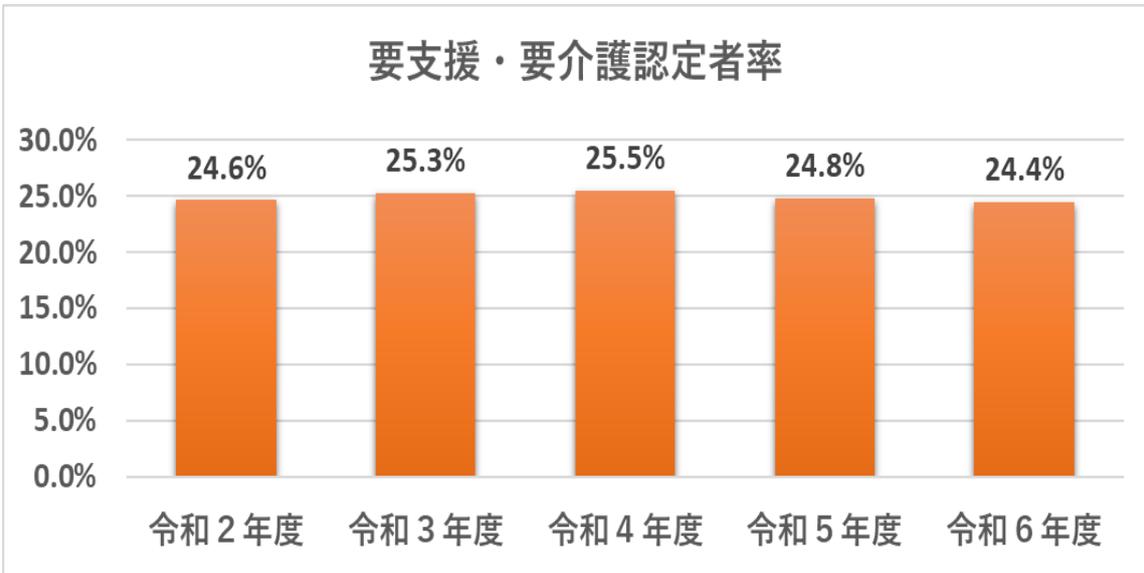
■要介護・要支援認定者数の推移

[単位：人]

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
要支援1	345	331	322	306	274
要支援2	215	217	217	199	208
要介護1	272	279	297	288	282
要介護2	195	205	199	202	216
要介護3	181	199	192	174	160
要介護4	198	214	223	208	198
要介護5	99	93	90	101	103
計	1,505	1,538	1,540	1,478	1,441
65歳以上人口	6,118	6,087	6,042	5,960	5,903
認定率	24.6%	25.3%	25.5%	24.8%	24.4%

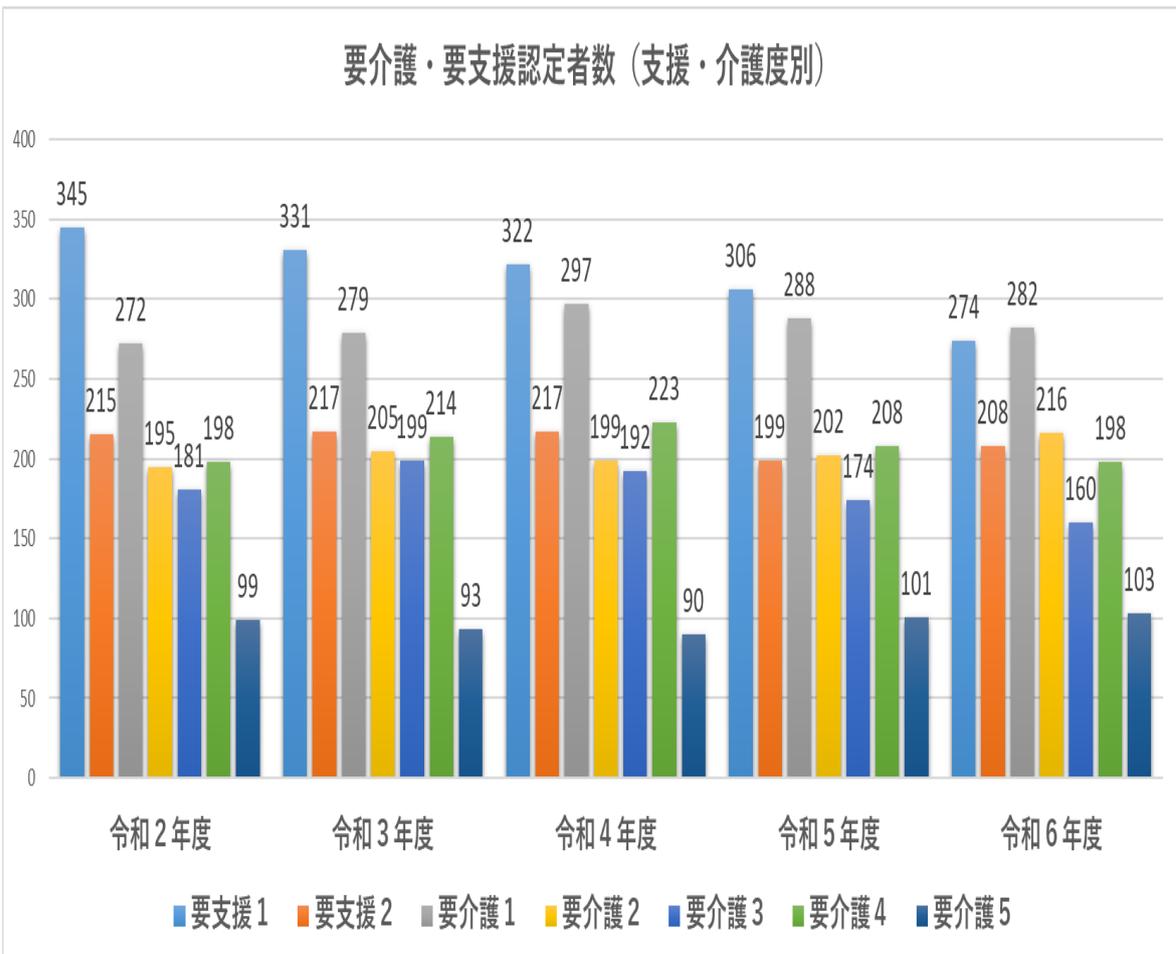
※福岡県介護保険広域連合より各年度3月末時点

■要介護・要支援認定者率の推移



■要介護・要支援認定者数の推移

[単位：人]



4) 障がいのある人

本町の障害者手帳所持者は、令和2年度と令和6年度を比較すると、身体障害者手帳の所持者は34人の減少となっていますが、知的障害者手帳（療育手帳）は65人の増加、精神障害者保健福祉手帳は51名の増加となっています。

■身体障害者手帳所持者数の推移

[単位：人]

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
身体障害者手所持者数帳	1,506	1,512	1,492	1,496	1,472
指数	100.0%	100.4%	99.1%	99.3%	97.7%

※福祉課より各年度3月末時点

※身体、療育、精神の指数は令和2年度（2020年度）各手続所持者数を100として算出したもの



■療育手帳所持者数の推移

[単位：人]

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
療育手帳所持者数	295	310	329	343	360
指数	100.0%	105.1%	111.5%	116.3%	122.0%

※福祉課より各年度3月末時点



■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

[単位：人]

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
精神保健福祉手帳所持者数	309	324	331	343	360
指数	100.0%	104.9%	107.1%	111.0%	116.5%

※福祉課より各年度3月末時点



5) 出生

本町の出生数は、令和2年度100人から令和6年度64人と大幅に減少しています。本町の合計特殊出生率も年々減少傾向です。県と比較すると高い値ですが、人口を維持するために必要とされる人口置換水準を下回っています。

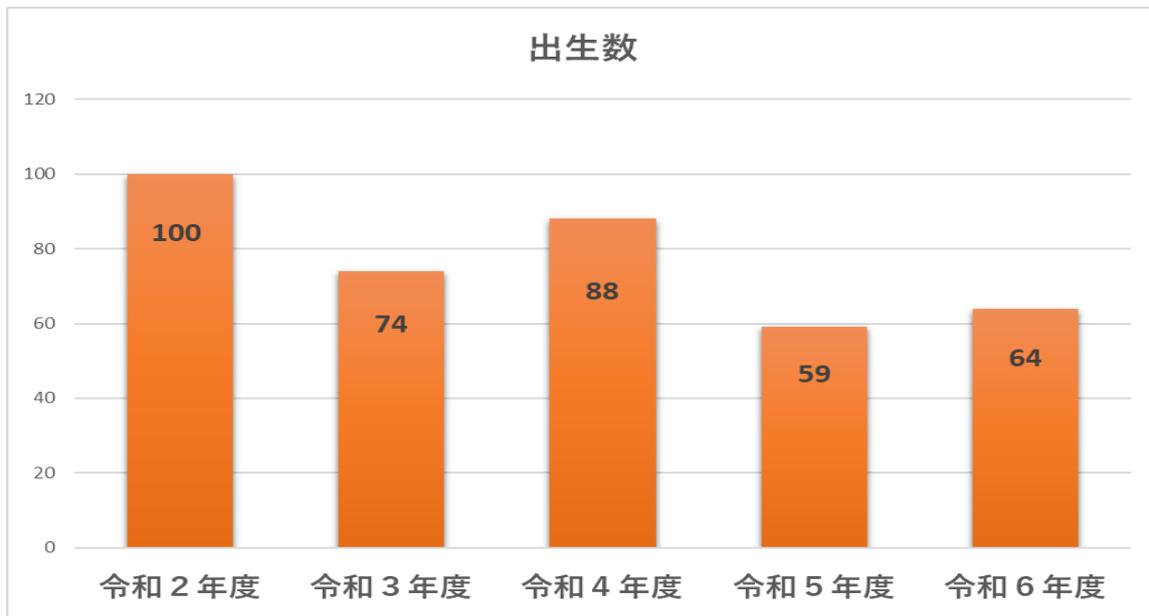
人口置換水準とは、長期的に人口が安定的に維持される合計特殊出生率の水準をいいます。この水準を下回ると人口が減少することになります。近年の日本における値は2.07ですが、男女の出生性比率等の違いによって変動します。

■出生数の推移

[単位：人]

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
出生数	100	74	88	59	64

※住民課より各年度3月末時点



■合計特殊出生率の推移

[単位：人]

	平成30年	令和元年	令和2年
福岡県	1.52	1.46	1.40
川崎町	1.89	1.75	1.66

※福岡県地域保健データバンクより、令和7年3月時点での最新は令和2年である。

※合計特殊出生率は「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

6) 生活保護

本町の被保護世帯数・被保護人数は、令和2年度と令和6年度を比較すると減少しています。

■被保護世帯数及び被保護人数の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
被保護世帯数	1,708	1,694	1,651	1,621	1,566
被保護世帯数 指数	100.0%	99.2%	96.7%	94.9%	91.7%
被保護人数 (人)	2,475	2,454	2,353	2,332	2,202
被保護人数 指数	100.0%	99.2%	95.1%	94.2%	89.0%

※福岡県田川保健福祉事務所保護課より各年度3月末時点

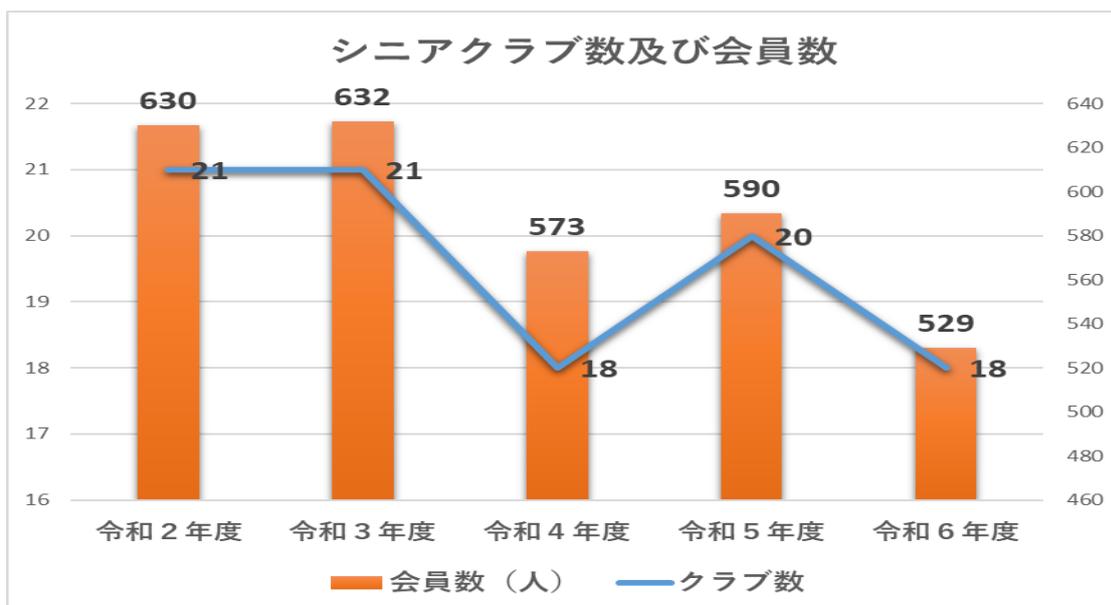
7) シニアクラブ

本町のシニアクラブ数、会員数共に減少してきており、令和2年度と令和6年度を比較すると、クラブ数は3クラブ減少、会員数は191人減少しています。

■老人クラブの推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
クラブ数	21	21	18	20	18
会員数 (人)	630	632	573	590	529

※高齢者福祉課より各年度3月末時点



8) 福祉・ボランティア団体登録状況

本町の令和6年度福祉登録団体数は7団体・登録者数707人、ボランティア団体数は23団体・登録者数558人です。

■福祉団体登録状況

(令和6年度)

団体名	登録者数	主な活動内容
川崎町民生委員・児童委員協議会	45人	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、児童委員を兼ねている。児童委員は、地域のこどもたちが元気に安心して暮らせるように、こどもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。また、現在の児童委員は児童に関することを専門的に担当する主任児童委員の指名を受けている。
川崎町シニアクラブ連合会	18団体 529人	シニアクラブ連合会運動会の開催のほか、日帰りバスハイク、健康づくり教室、グラウンドゴルフ交流大会、日帰り三社参り、その他役員会及び会長会議の開催などを行う。
川崎町保護司会	11人	田川保護区保護司会川崎支部川崎町保護司会会則第3条に基づいた活動。(地域社会の中でボランティアとして、犯罪を犯した人や非行に走った人たちの立ち直りの援助を行い、地域住民からの犯罪や非行の予防に関する相談に応じ、必要な助言・指導を行うなど、更生保護行政を担っている。) 社会を明るくする運動(啓発運動、作文コンテスト)、夜間パトロール、更生保護援助募金活動などを行う。
川崎町母子寡婦福祉会	70人	川崎町母子寡婦福祉会会則第5条に基づいた活動。母子寡婦家庭の自立促進に向けた資格取得の相談支援、各種諸団体とのネットワークづくり、会員の加入促進による組織強化などを行う。
川崎町遺族会	27人	戦没者を慰霊するとともに遺族間の連携を図る。川崎町慰霊塔の清掃、川崎町戦没者追悼式の共催、視察研修の実施などを行う。
身体障害者福祉会	10人	田川郡身体障がい者体育大会をはじめ、ふくしまつりや月2回のわいわい健康教室への参加など、障がいに負けず前向きに取り組んでいる。
障がい児者を持つ親の会	15人	毎週木曜日のたまり場(料理、手芸、工作、お出かけ、学習会等)の実施。毎月最終木曜日の親の会の開催。社会福祉協議会のバスハイクへの参加など行う。

■ ボランティア団体登録状況

(令和6年度)

団体名	登録者数	主な活動内容
川崎町手話の会「青麦の会」	11人	手話の普及とろう者との交流や、手話入門講習及び基礎講座の開催をはじめ、手話通訳活動、手話スピーチ大会の開催。交流会の実施、ふくしままつりへの参加など行う。
川崎ボランティアサークル「はずの会」	14人	福祉のまちづくりを推進することを目的に、鮎返りクリーン大作戦、使用済切手収集活動、その他福祉活動全般を行う。
まさきボランティア会	14人	下真崎地区区民の福祉向上及び地域環境浄化等「村おこし」のため、行政区に協力を惜まず、勤労奉仕を通して地域のますますの活性化を図ることを目的とする。たくさんの鯉のぼりを設置し、ふれあい広場で「鯉のぼり子どもまつり」を開催。その他広場・東屋の清掃、イルミネーション飾り、老人クラブ連合会運動会や鮎返りクリーン大作戦の支援活動などを行う。
川崎町雪舟さん顕彰会	41人	画聖雪舟の偉業を顕彰し、雪舟ゆかりの地域と積極的に交流し、もって地域文化並びに経済発展に寄与することを目的とする。 町内清掃美化活動として、雪舟ロードや福祉の小径の清掃及び除草を実施する。また、さつまいもを栽培し、近隣の小学生児童や保育園児を招き、さつまいも収穫祭を開催している。保育園芋掘り大会の実施などを行う。
パピルス文庫 「読み聞かせ会」	14人	読み聞かせを通してこどもたちがお話を聞く楽しさを知り、本に親しみ読むことの楽しさを知ってもらう。図書館をはじめ、学校、保育所、保育園、幼稚園、各種イベントなど要請があれば対応を行う。
朗読の会「ひまわり」	9人	音訳奉仕による声の図書に努め、図書館のサービス活動として、活字を読むことが困難な人への奉仕を目的とする。 広報かわさき及び社協だよりの録音テープの作成、技術練習などを行う。
田川ミュージックボランティア	3人	音楽（楽曲）を創り、演奏することで社会を明

		るくすることを目標に活動している。
田川 de 寺子屋プロジェクト	2人	歌を用いた基本的な生活習慣の講習や、偉人伝の語り聞かせによる人格形成への寄与に取り組んでいる。
社会福祉法人すみれ育成会 すみれアクティブセンター	39人	障がいのある利用者が毎日すみれアクティブセンターに通い、焼き菓子の作成や、下請け作業、リサイクル作業、農作業、施設外での清掃作業などいろいろな作業に取り組んでいる。
44 OHERTZ	4人	町内のイベント、敬老会、幼稚園、保育園、小学校などで演奏を行っている。
NPO 法人ボランティア・アジア・ネットワークオブジャパン	16人	孤児施設の運営、生活弱者への支援、不登校児の対策、高齢者支援全般に取り組んでいる。
はるかた小町	20人	川崎小学校グラウンド横の花壇を整備し、夏はケイトウ、冬はパンジー等季節の花々を植えている。また、イベント等にも参加し、新しいことにもチャレンジしている。
川崎町赤十字介護奉仕団 (ぎんなんの会)	26人	米寿お祝いのフクロウ作りをはじめ、特別支援学校や川崎町シニアクラブ連合会運動会、鮎返りクリーン大作戦の支援活動などを行う。
川崎町食生活改善推進協議会 (ヘルスマイト)	28人	地域における食生活改善の普及徹底を図り、実践することを目的し、プチ食育館の実施をはじめ、放課後子ども教室、町内4小学校の3年生を対象とした大豆教室、県産の魚料理教室、世代別減塩教室、その他での指導、パン博やふくしまつりへの出店などを行う。
川崎町健康づくり運動普及 推進員連絡協議会 (さんさんひまわり)	61人	地域における運動の習慣化を図ることを目的とし、保健センターや各行政区の公民館でのリズム体操等を実施している。その他地域のボランティア活動にも参加している。
かわさきこども食堂コマツ屋	12人	月に一回から二回の食事支援、昼食または夕食を提供している。
奉仕団体 飛翔会	45人	町内清掃活動、スポーツ交流会など行っている。
秀峰園	36人	月曜日から金曜日までは作業をおこない、土曜日については隔週で開所し、土曜日については作業をおこなわず、買い物やドライブ等、利用

		者の希望を元に余暇活動を行っている。
川崎文化・歴史研究会	117人	会報発行「かわけん」・出版物の発行「ふるさと知好楽」「言い伝え集」・環境保全の活動「竹とり物語」・地域の良さ再発見のため「散策会」「バスハイク」実施・ボランティア活動「安宅川整備」「鮎返りクリーン大作戦」「講演会」を行っている。
放課後子ども教室		地域ぐるみでこどもを育て、地域で遊ぶこどもたちの姿を取り戻し、こどもの居場所を作る取り組みを実施している。
[池尻小学校区]	10人	
[川崎東小学校区]	10人	
[川崎小学校区]	10人	
[真崎小学校区]	16人	

※川崎町社会福祉協議会資料（令和6年度）

9) 民生委員・児童委員（主任児童委員）数

本町における令和2年度から令和6年度の民生委員・児童委員数と主任児童委員数は、ほぼ同数で横ばいの状況です。

■ 民生委員・児童委員（主任児童委員）数の推移

[単位：人]

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
民生委員・児童委員	43	44	43	44	42
主任児童委員	3	3	3	3	3
計	46	47	46	47	45

※福祉課資料

2. アンケート調査結果の概要

1) 『川崎町地域福祉計画の策定に向けたアンケート調査』

(1) 調査目的

川崎町地域福祉計画を策定するため、町民に地域福祉に対する考え方や意見を聞き、今後の方向性や諸課題への対応を検討する上での基礎資料としています。

(2) 調査対象及び調査方法等

調査対象	18歳以上の町内居住者を対象とし、無作為に抽出
調査数	2,000人
調査方法	郵送により対象者へ調査票を配布
調査時期	令和7年9月1日(月)～9月15日(月):14日間

(3) 回収状況

有効配布数	2,000件
有効回収数	627件 (WEB回収99件、調査票回収528件)
有効回収率	31.35%

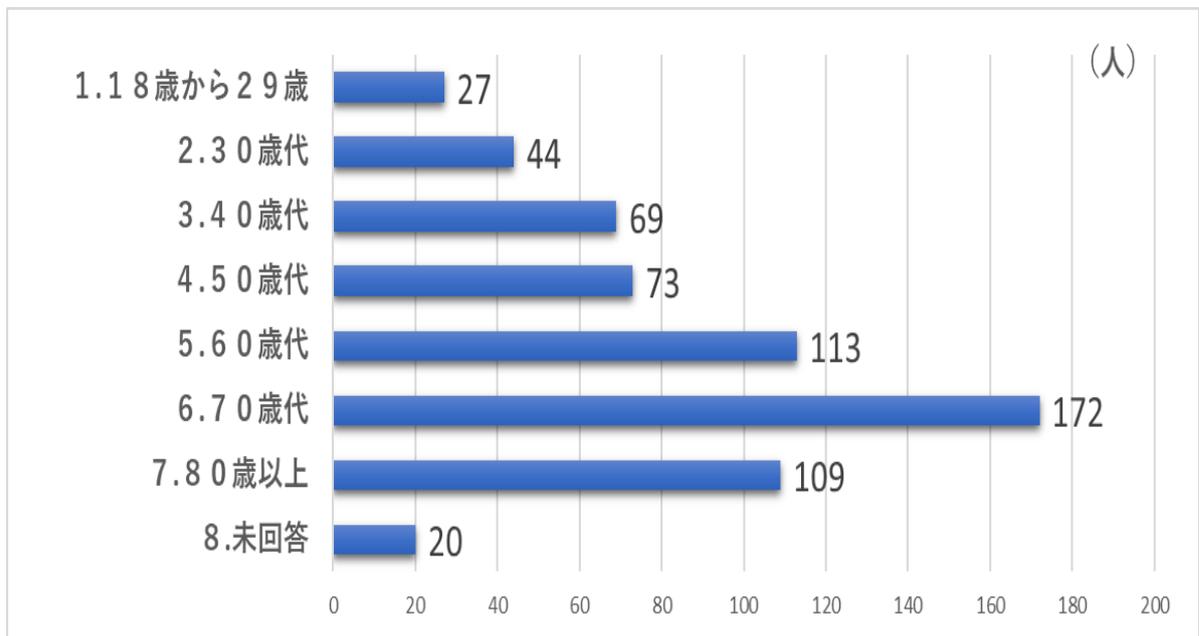
2) 集計結果

あなた自身のことについてお答えください。

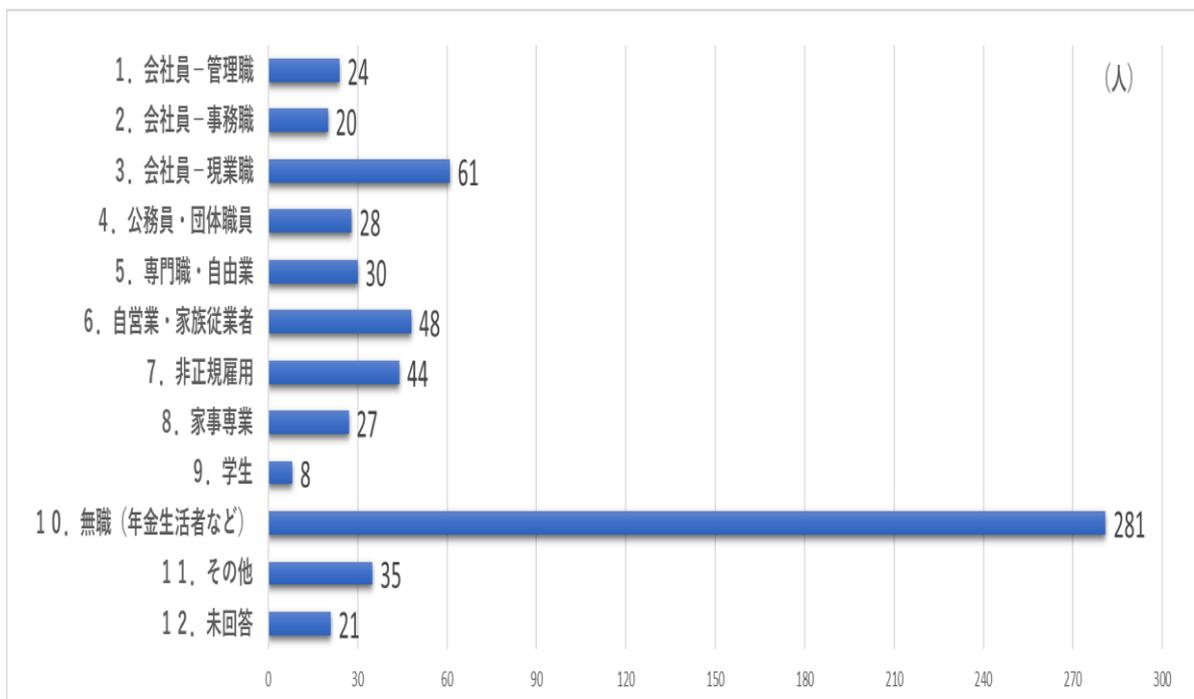
問1 あなたの性別は次のうちどれですか。1つの番号に○

	1.男性	2.女性	3.その他	4.未回答
回答数(人)	250	351	4	22
割合	39.9%	56.0%	0.6%	3.5%

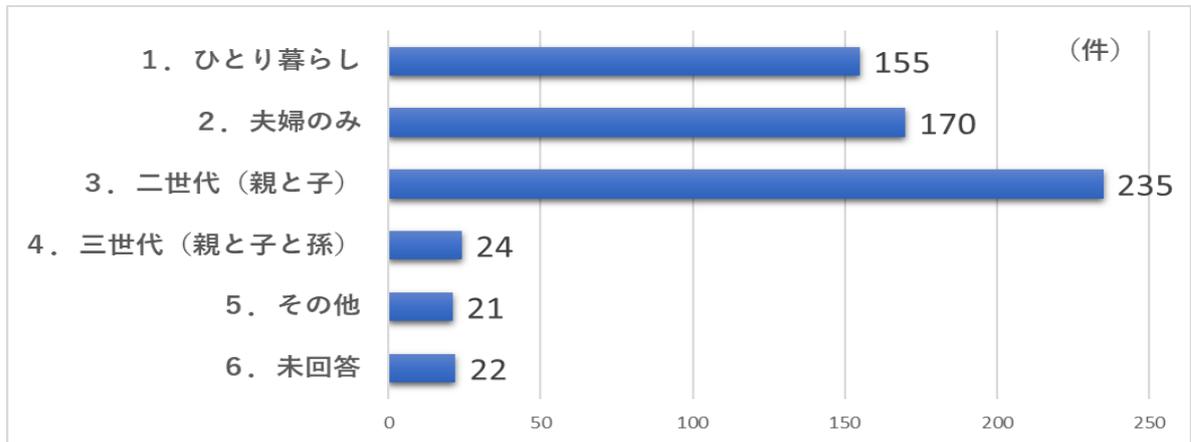
問2 あなたの年齢を教えてください。1つの番号に○



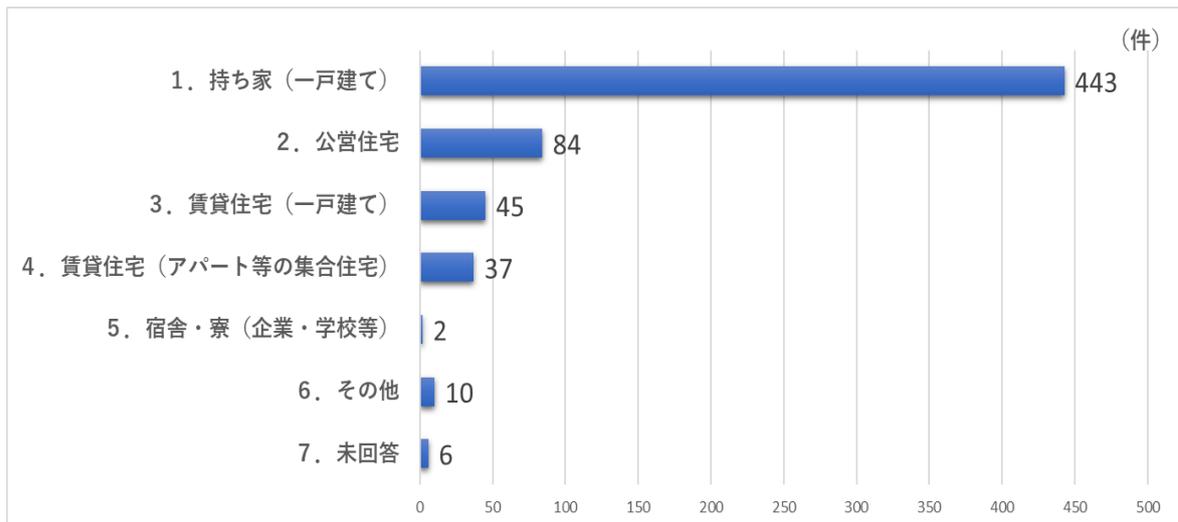
問3 あなたの職業は次のうちどれですか。1つの番号に○



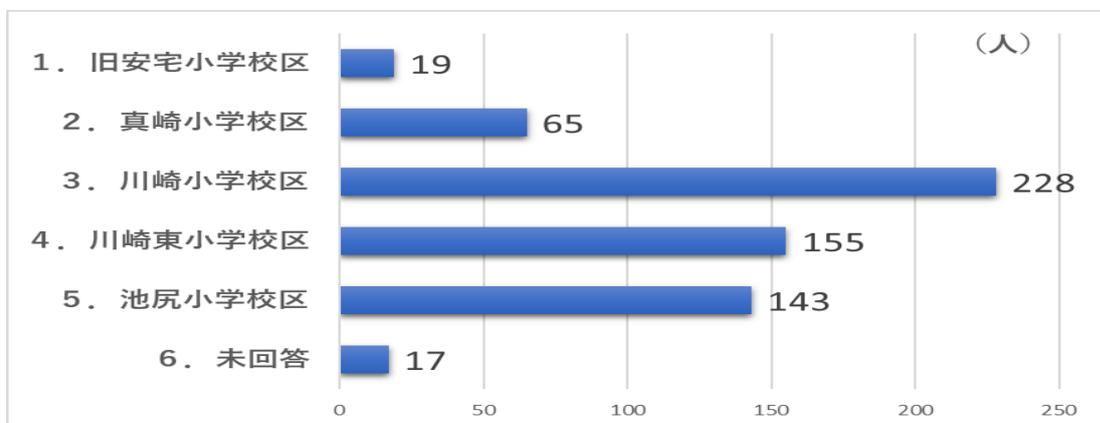
問4 あなたの世帯状況を教えてください。1つの番号に○



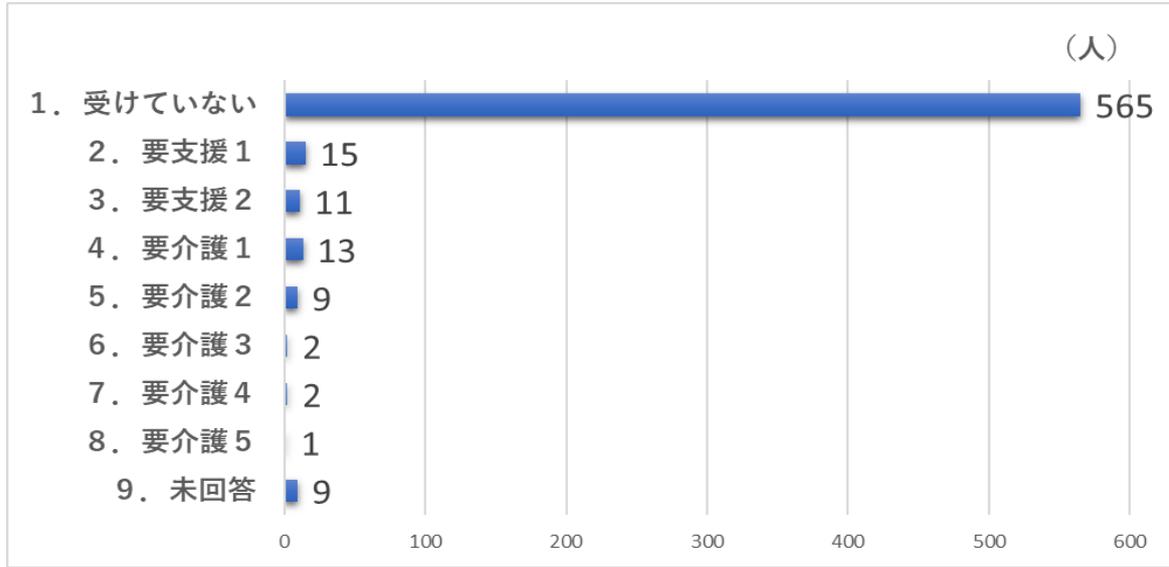
問5 あなたのご自宅について教えてください。1つの番号に○



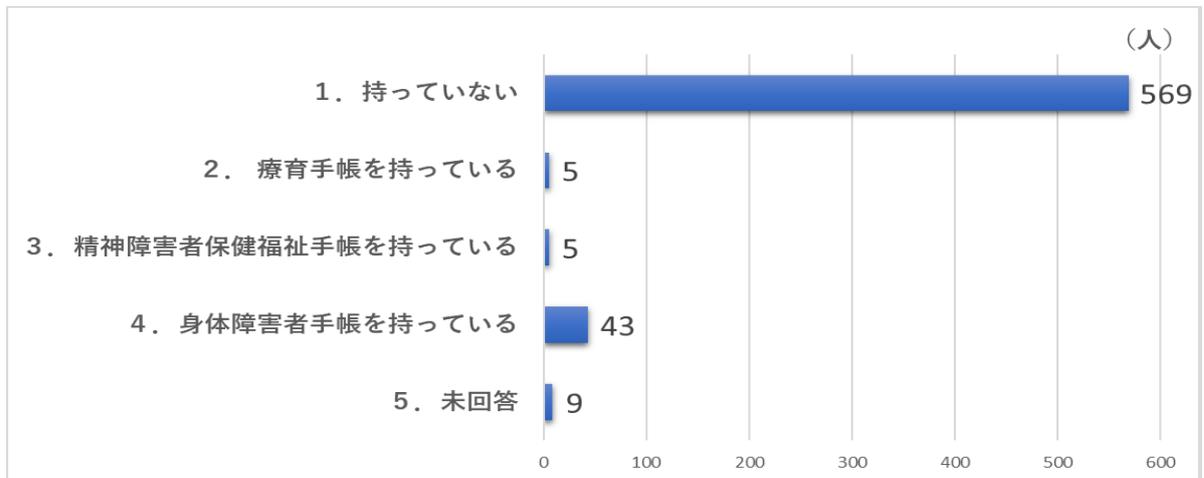
問6 あなたが住んでいる地区を教えてください。1つの番号に○



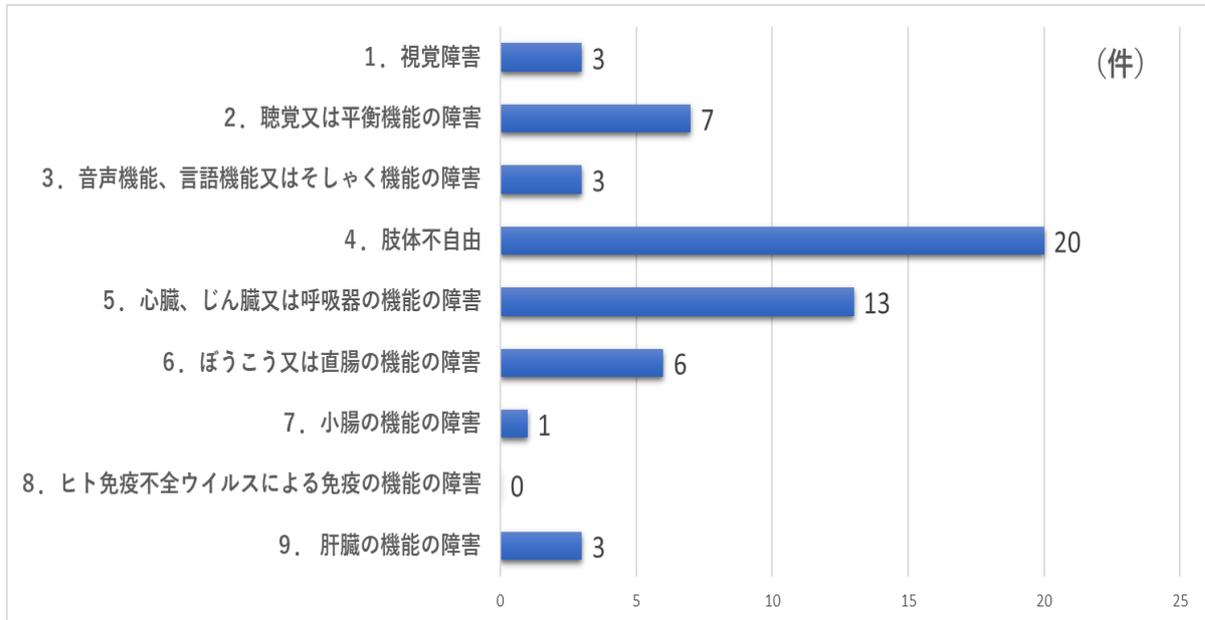
問7 あなたは、要支援・要介護認定を受けていますか。1つの番号に○



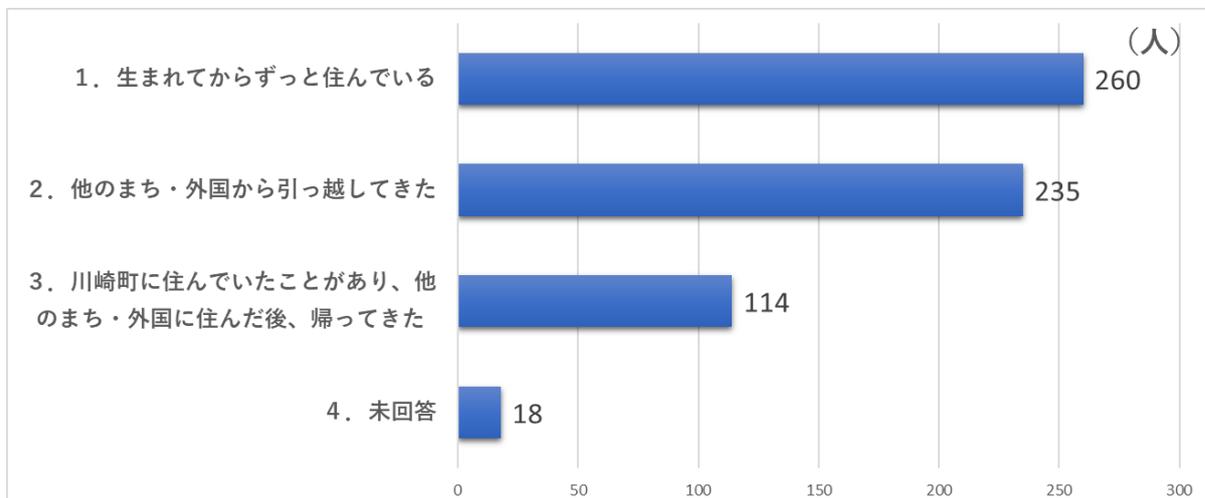
問8 あなたは、障害者手帳をお持ちですか。○はいくつでも



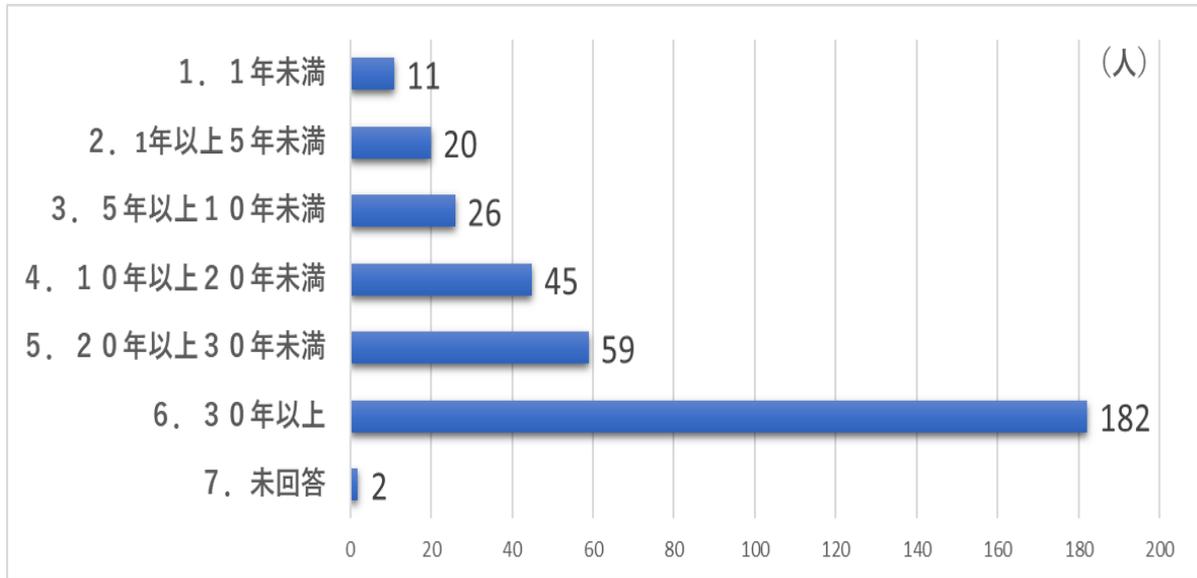
問9 問8で2「身体障害者手帳を持っている」を回答した方に伺います。障がいの種別は何ですか。○はいくつでも



問10 あなたは、いつから川崎町に住んでいますか。1つの番号に○

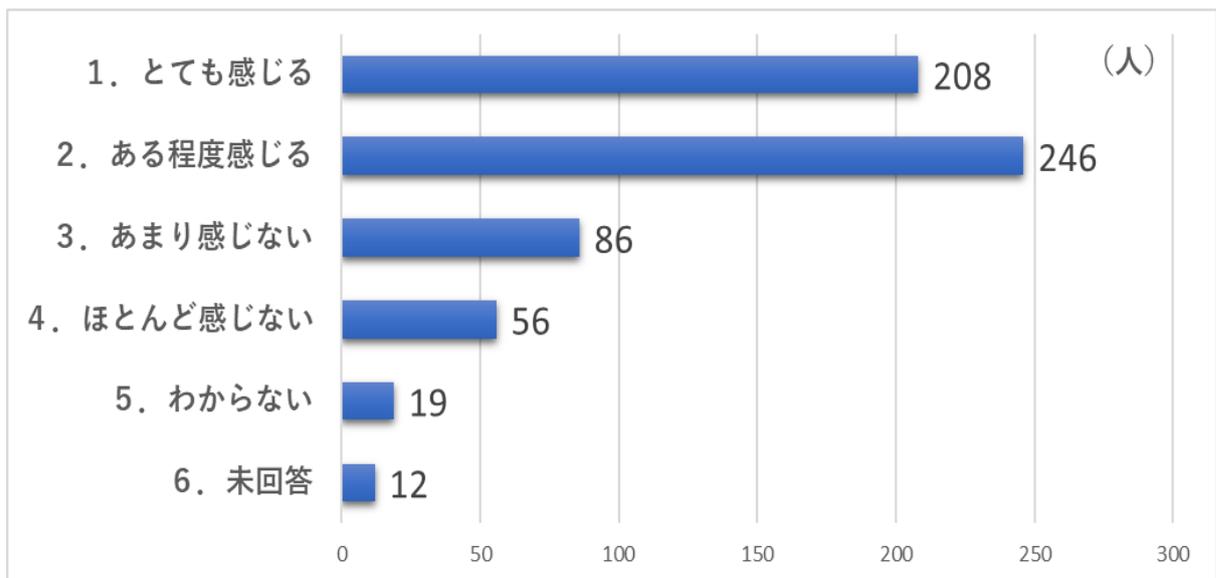


問11 問10で2「他のまち・外国から引っ越してきた」・3「川崎町に住んでいたことがあり、他のまち・外国に住んだ後、帰ってきた」を回答された方に伺います。川崎町に住んで何年になりますか。1つの番号に○

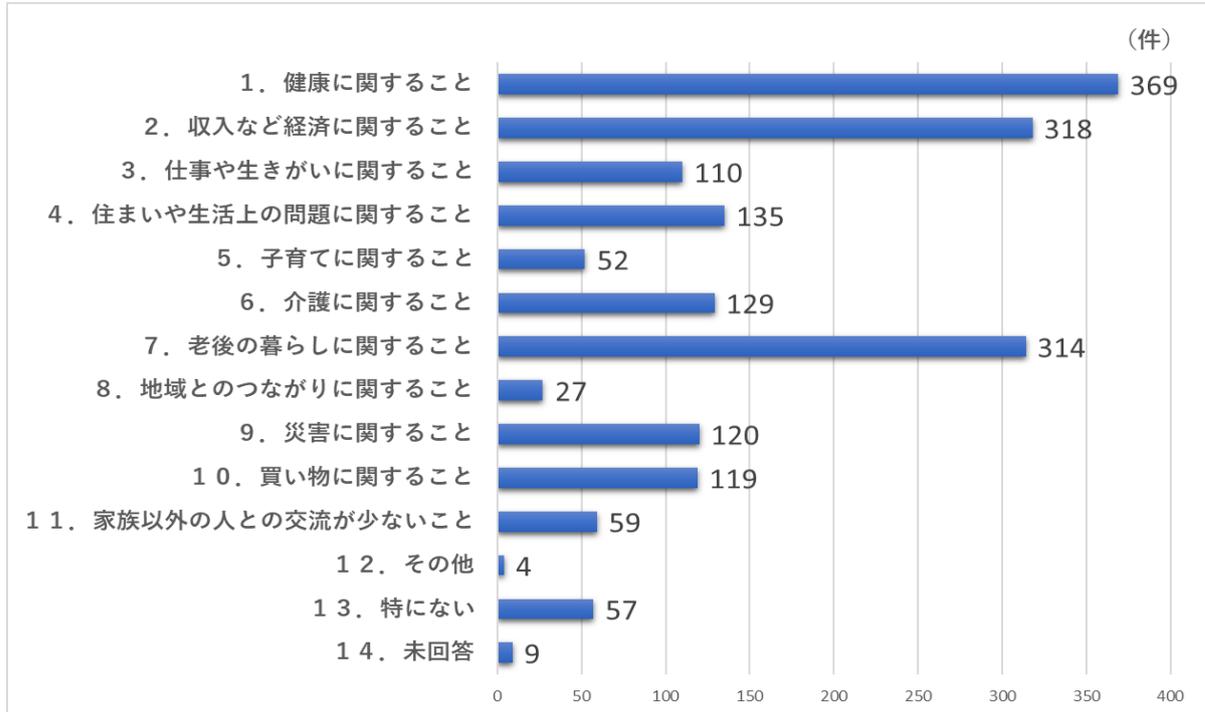


日常生活の課題や福祉についてお答えください。

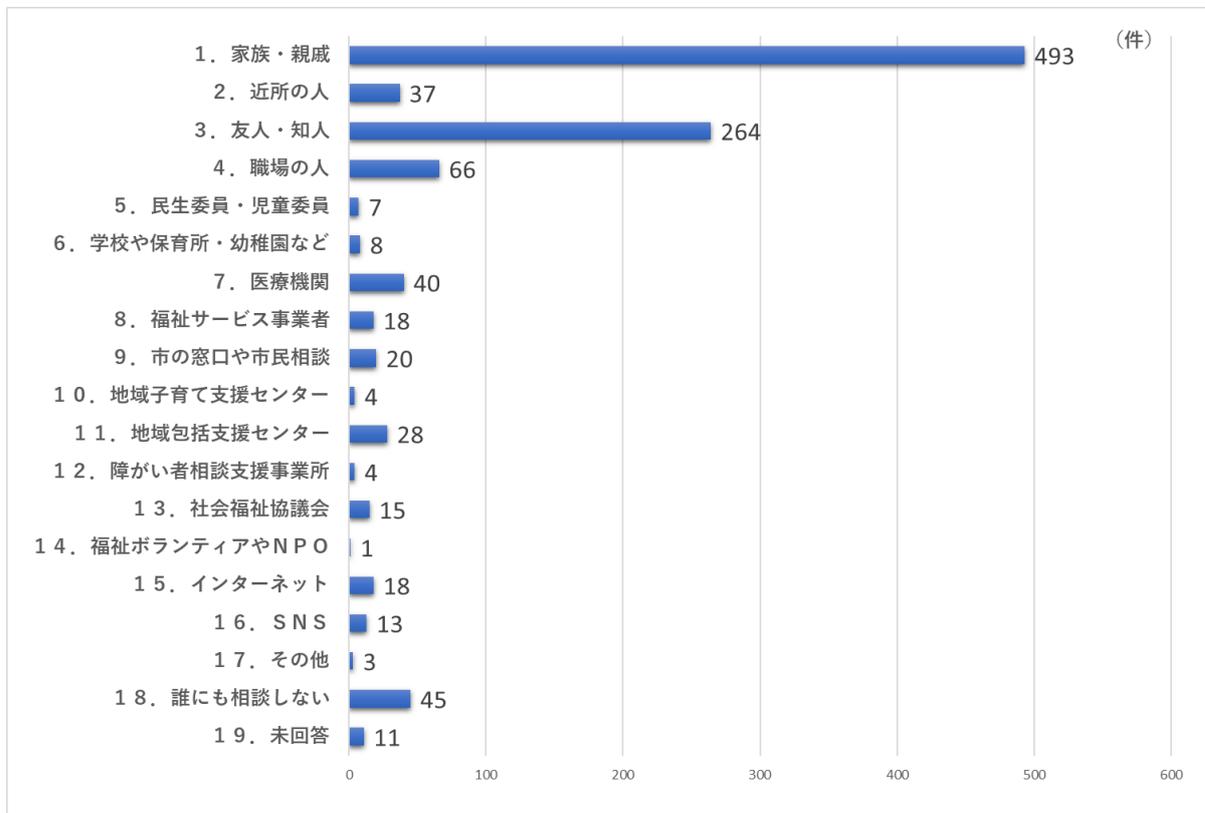
問12 普段親しい人が身近にいると感じますか。1つの番号に○



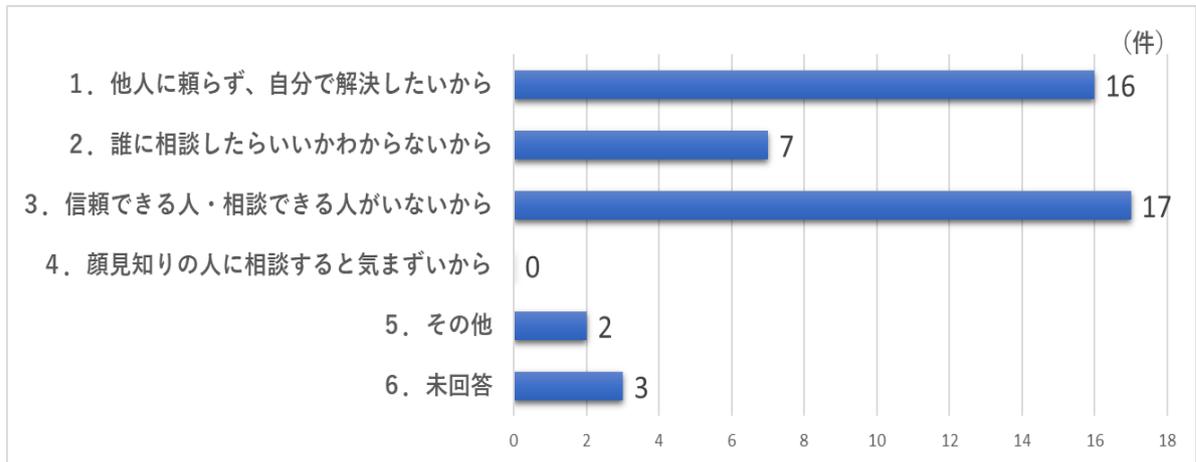
問 1 3 日頃どのようなことに悩みや不安を感じていますか。〇はいくつでも



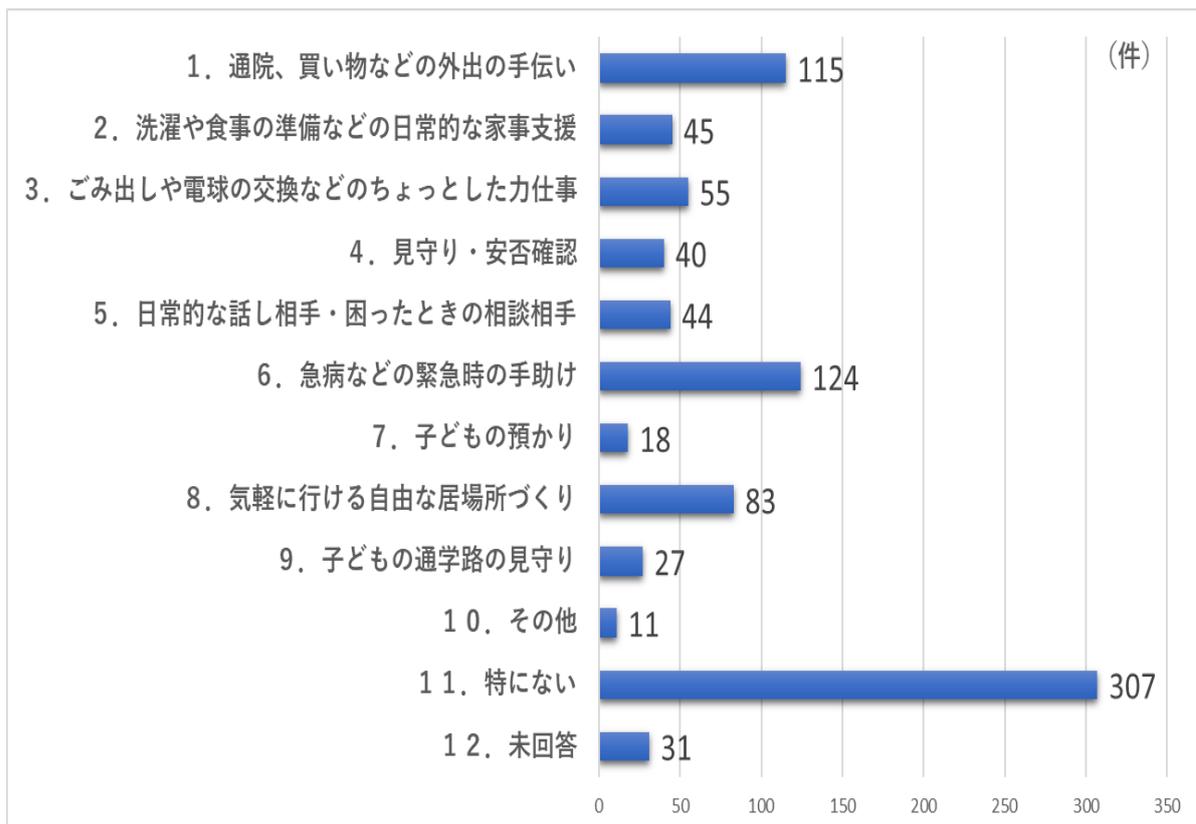
問 1 4 悩みや不安などがあるとき、どこ（だれ）に相談をしますか。〇はいくつでも



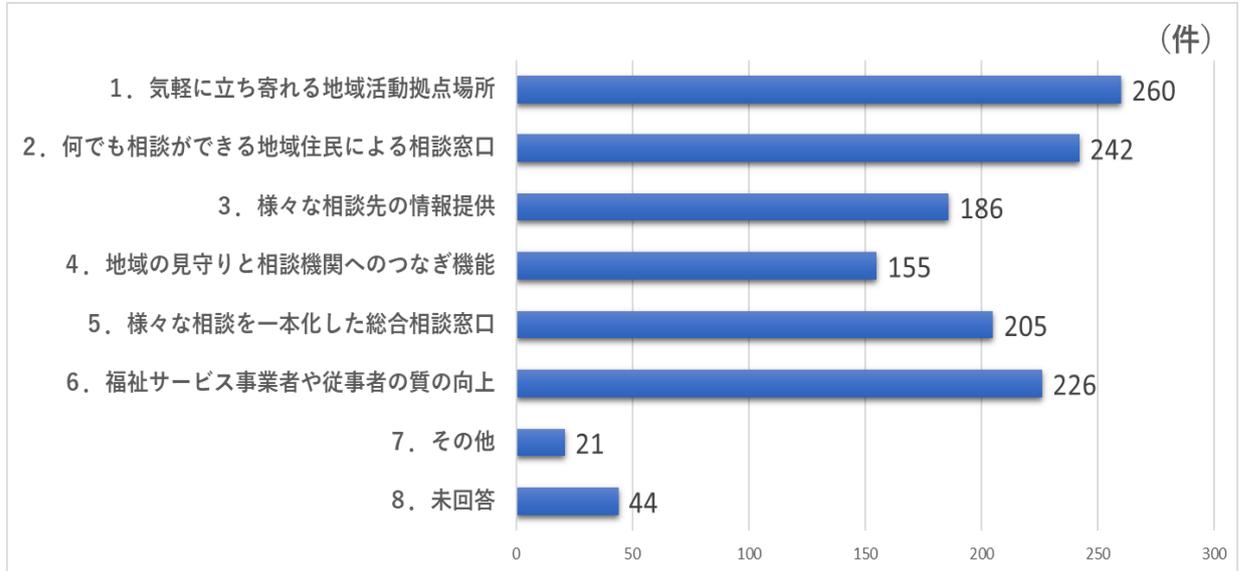
問15 問14で19「誰にも相談しない」と答えた理由は何ですか。1つの番号に○



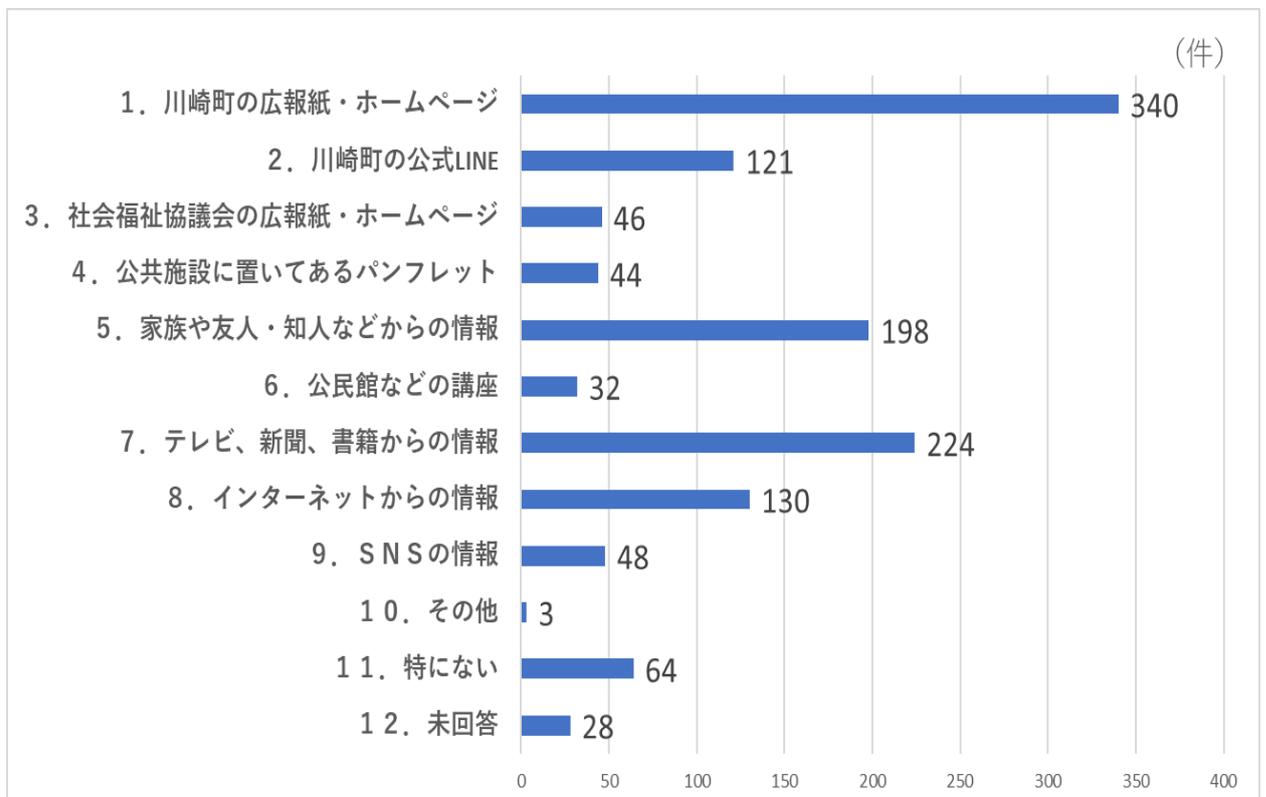
問16 日常生活を送る上で手助けしてほしいと思うことがありますか。○はいくつでも



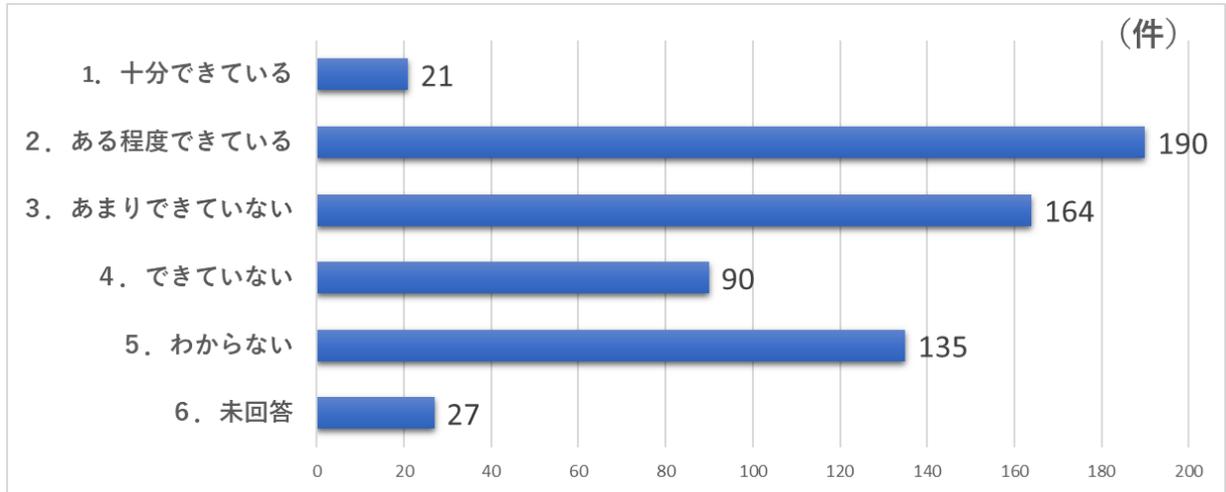
問17 高齢者や障がいのある人、子育てをしている人などが必要な支援を受けられるようにするためには、どのようなことが必要だと思いますか。○はいくつでも



問18 健康や福祉に関する情報で役に立っているものは何ですか。○はいくつでも

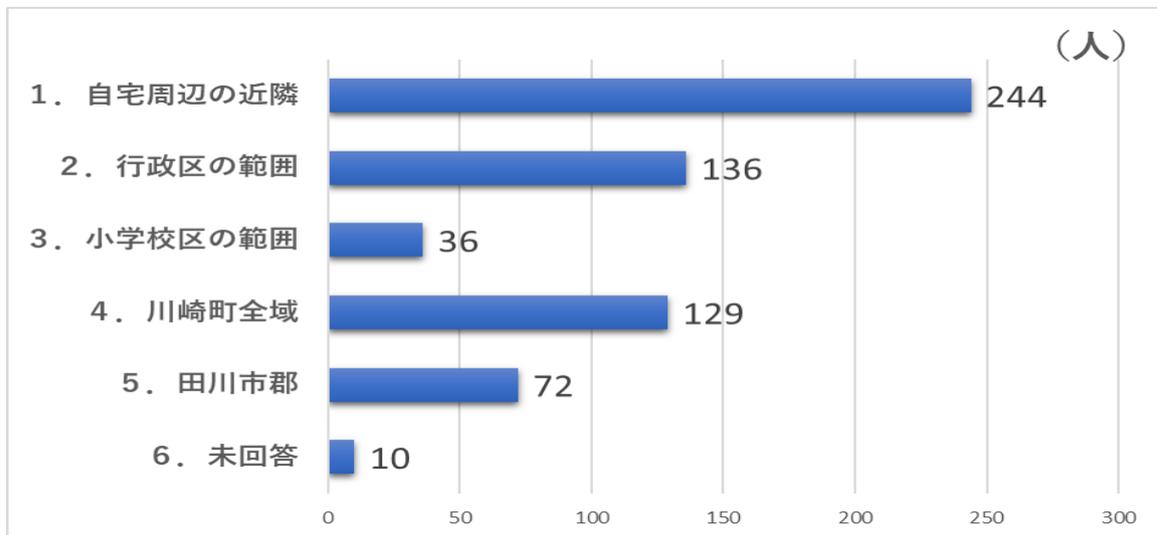


問19 あなたは自分にとってをどのくらい手に入れることができていると思いますか。1つの番号に○

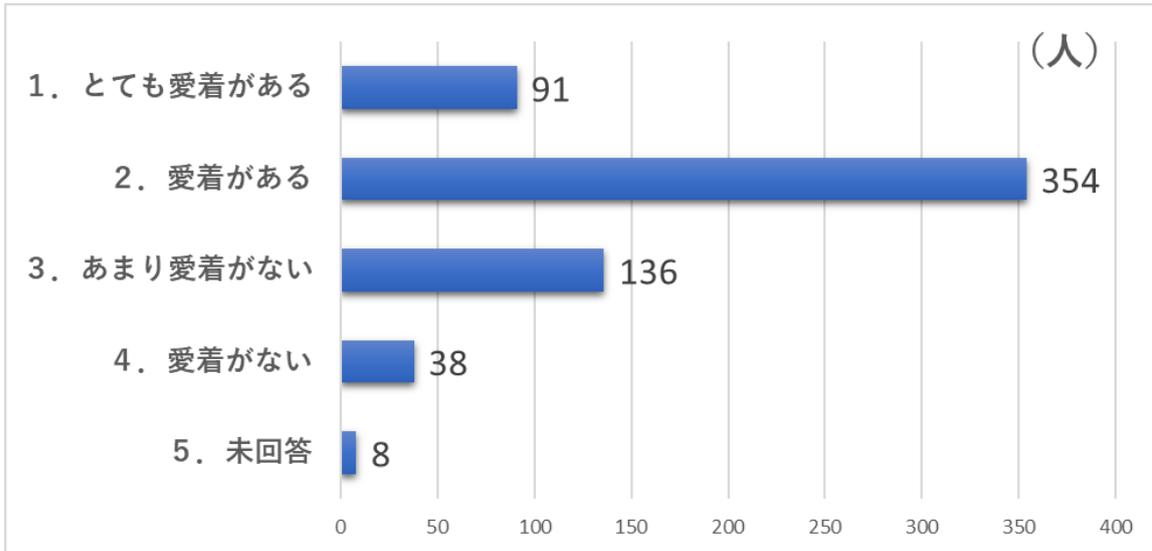


お住まいの地域についてお答えください。

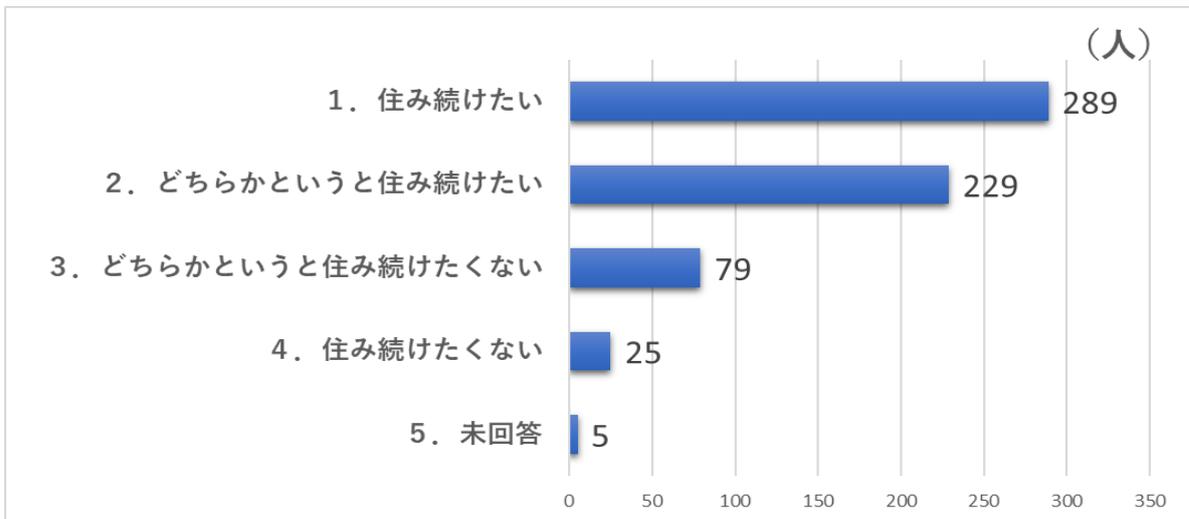
問20 あなたにとって「自分の地域」と感じるのはどの範囲ですか。1つの番号に○



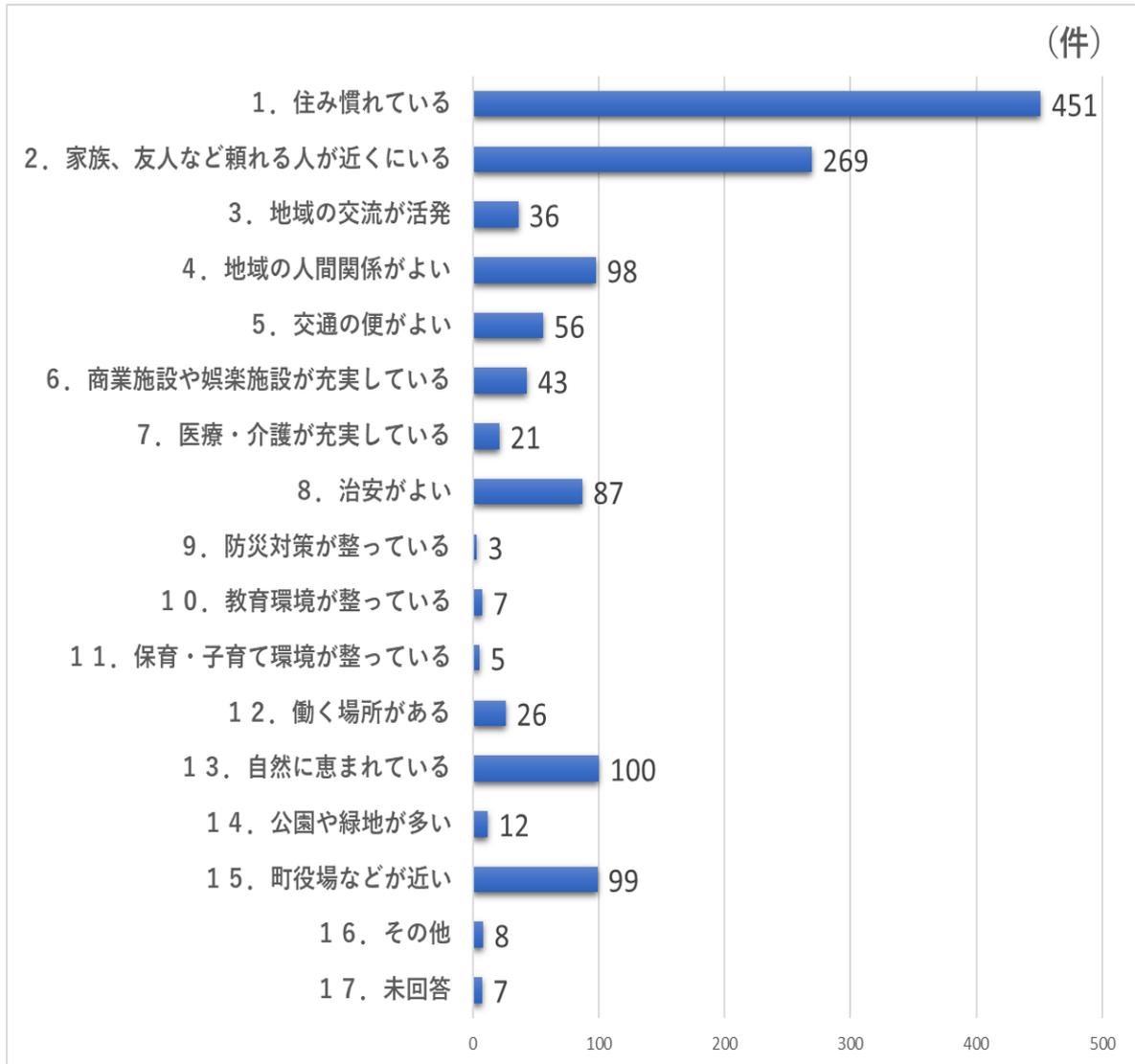
問2 1 自分の地域に愛着がありますか。1つの番号に○



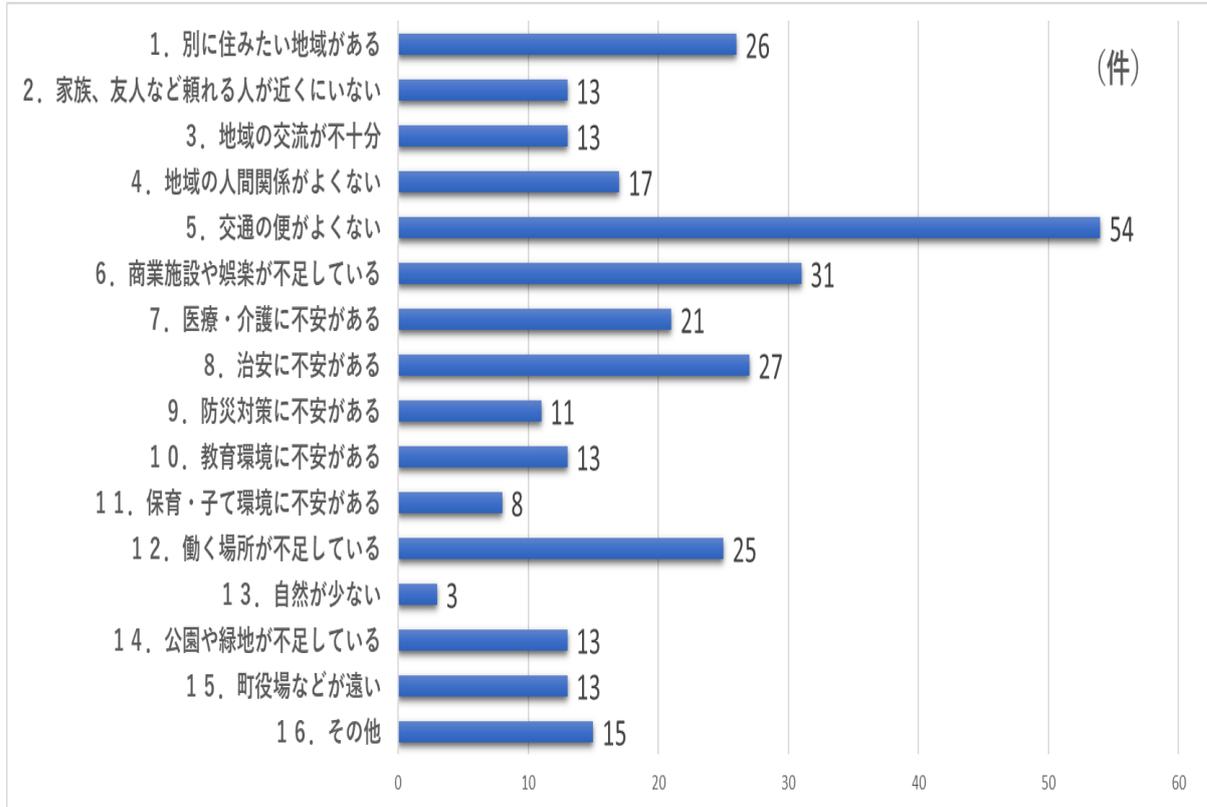
問2 2 あなたは、現在お住まいの地域に住み続けたいと思いますか。1つの番号に○



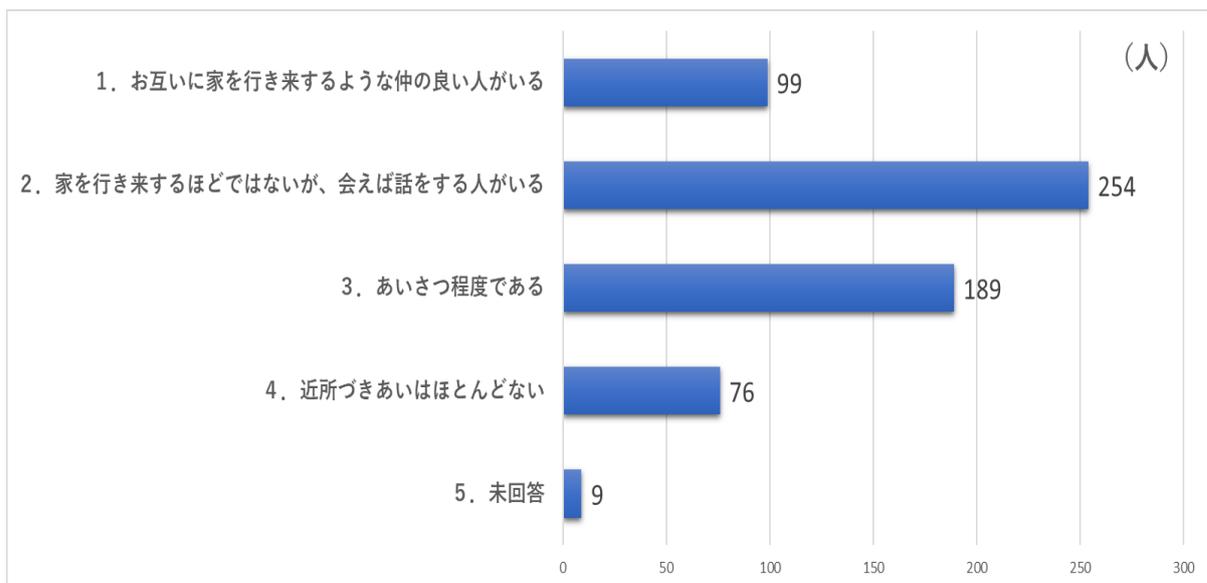
問23 問22で1「住み続けたい」・2「どちらかというに住み続けたい」を回答された方に伺います。あなたが、現在お住まいの地域に住み続けたいと思う理由は何ですか。あてはまるものすべてに○



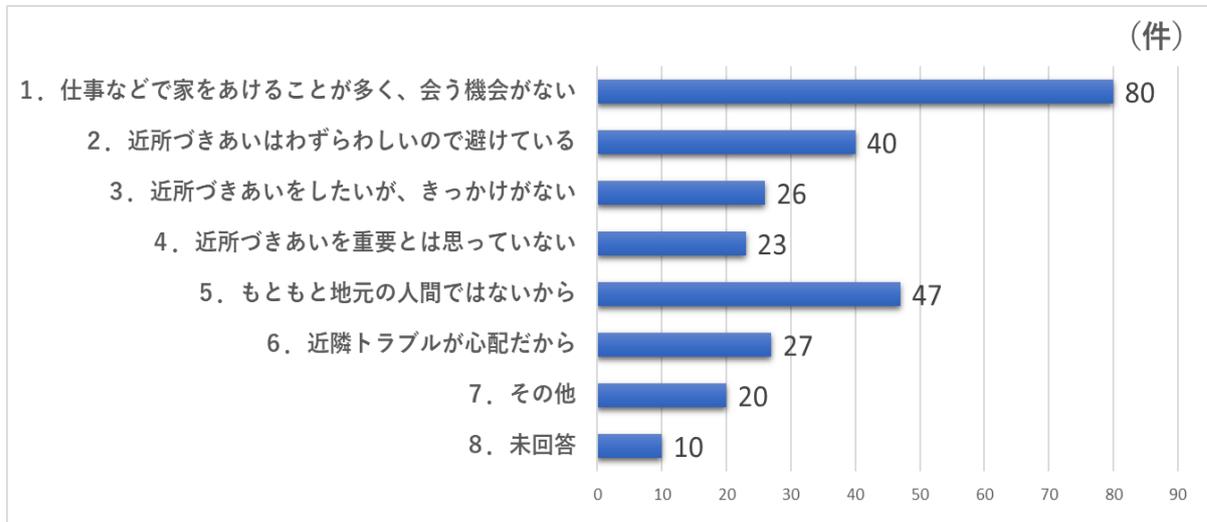
問24 問22で3「どちらかというとも住み続けたくない」・4「住み続けたくない」を回答された方に伺います。あなたが、現在お住まいの地域に住み続けたくないと思う理由は何ですか。あてはまるものすべてに○



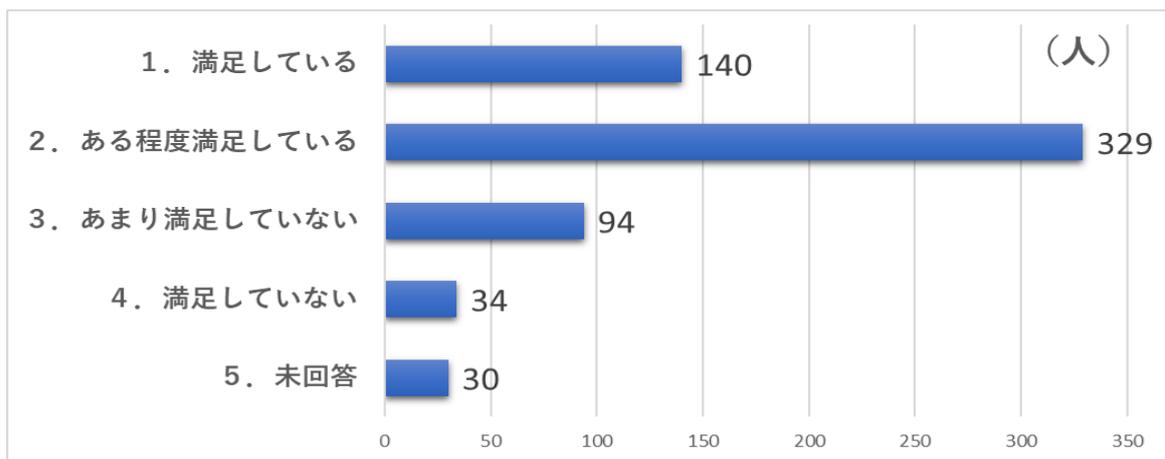
問25 あなたはご近所の人とどの程度おつきあいがありますか。1つの番号に○



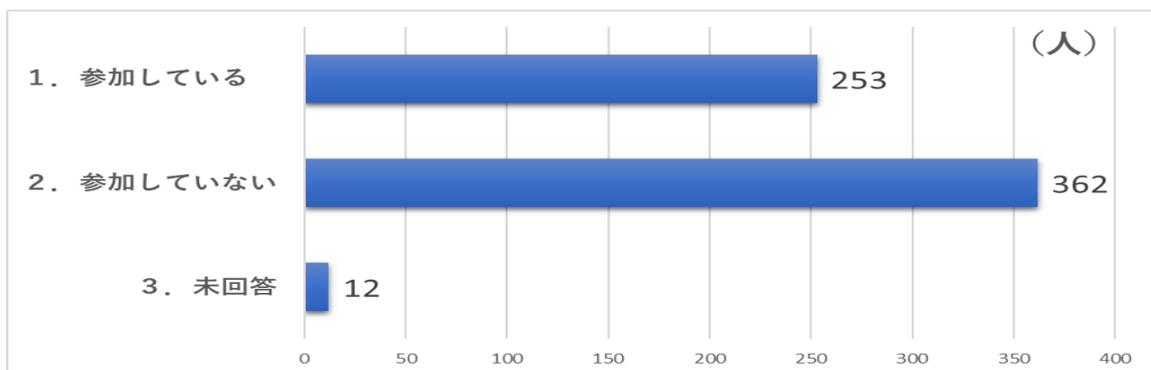
問26 問25で3「あいさつ程度である」・4「近所づきあいはほとんどない」を選んだ人にお伺いします。その理由はなぜですか。○はいくつでも



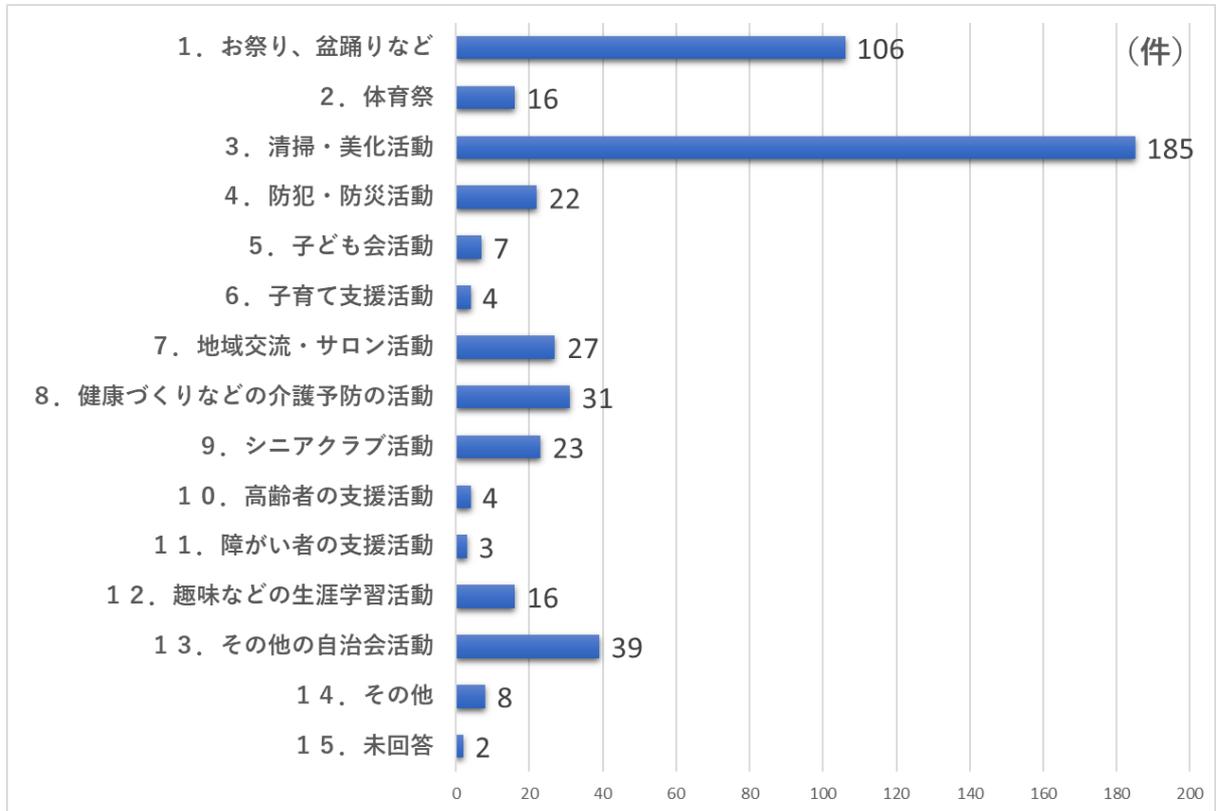
問27 あなたはご近所づきあいに満足していますか。1つの番号に○



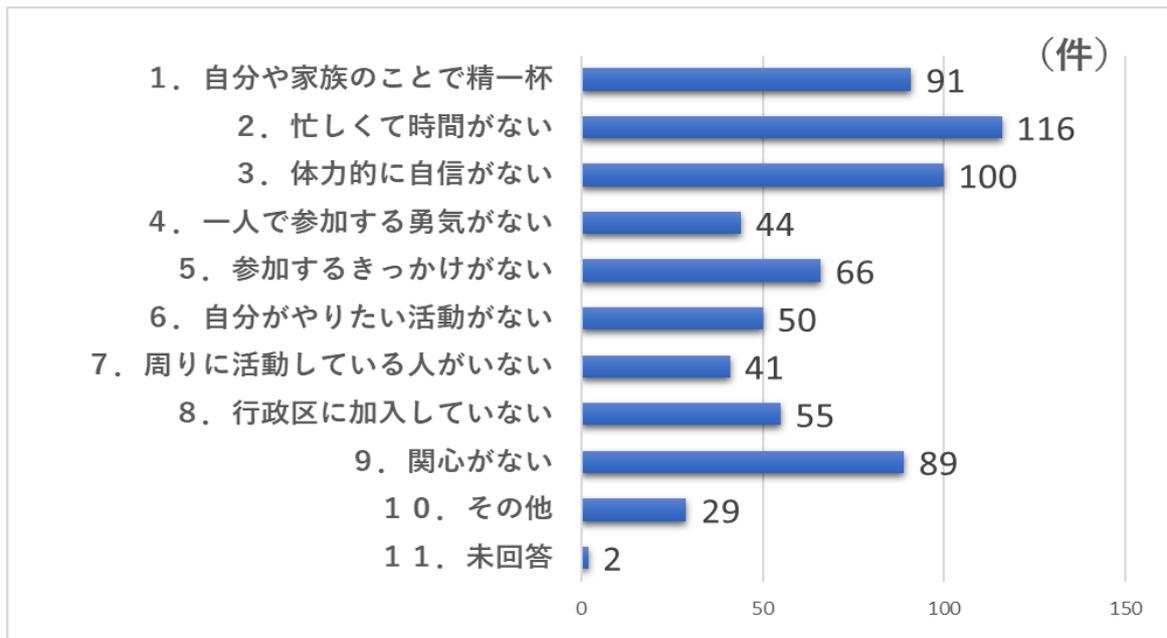
問28 自分の地域で行われている行事や活動などに参加していますか。1つの番号に○



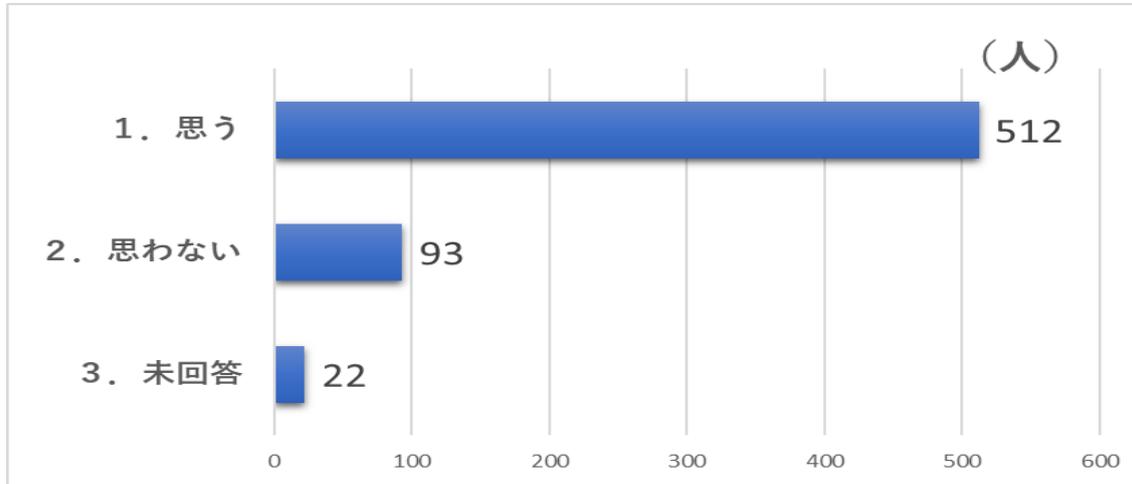
問29 問28で1「参加している」を回答された方に伺います。どのような行事や活動に参加していますか。〇はいくつでも



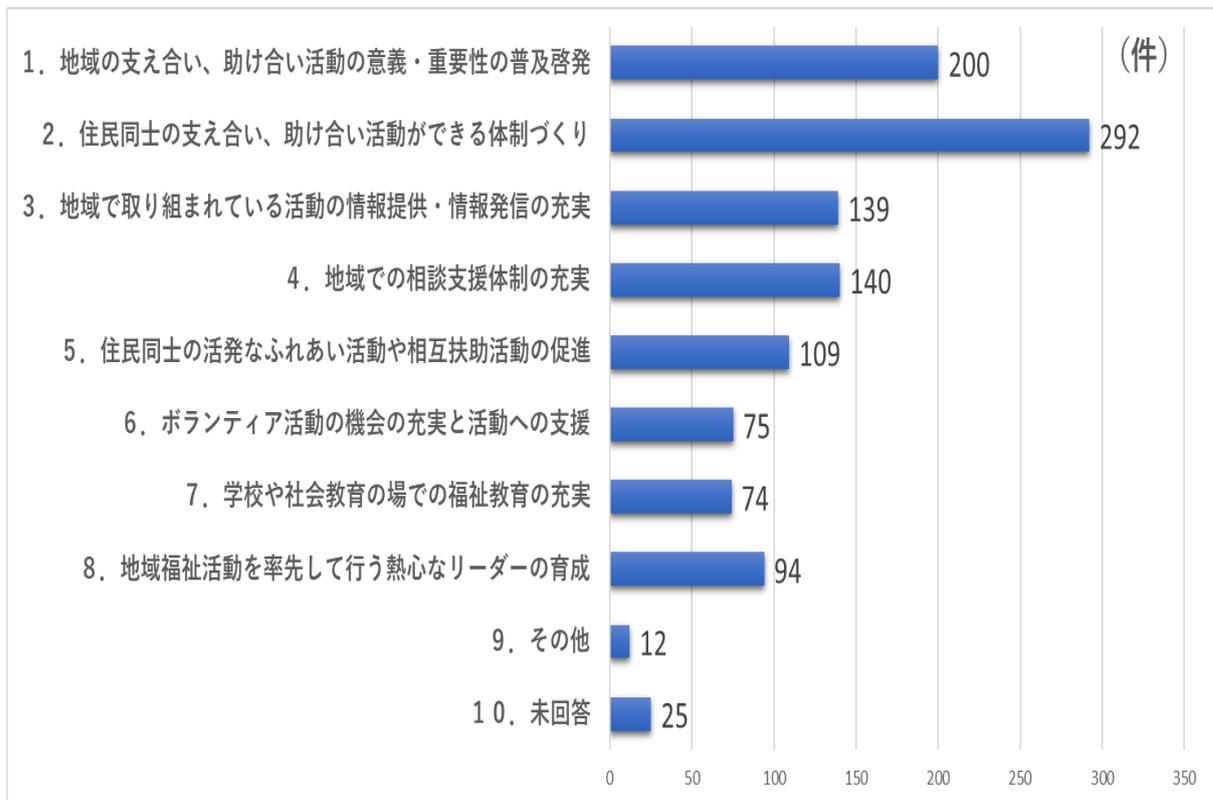
問30 問28で2「参加していない」を回答された方に伺います。参加していない理由は何ですか。〇はいくつでも



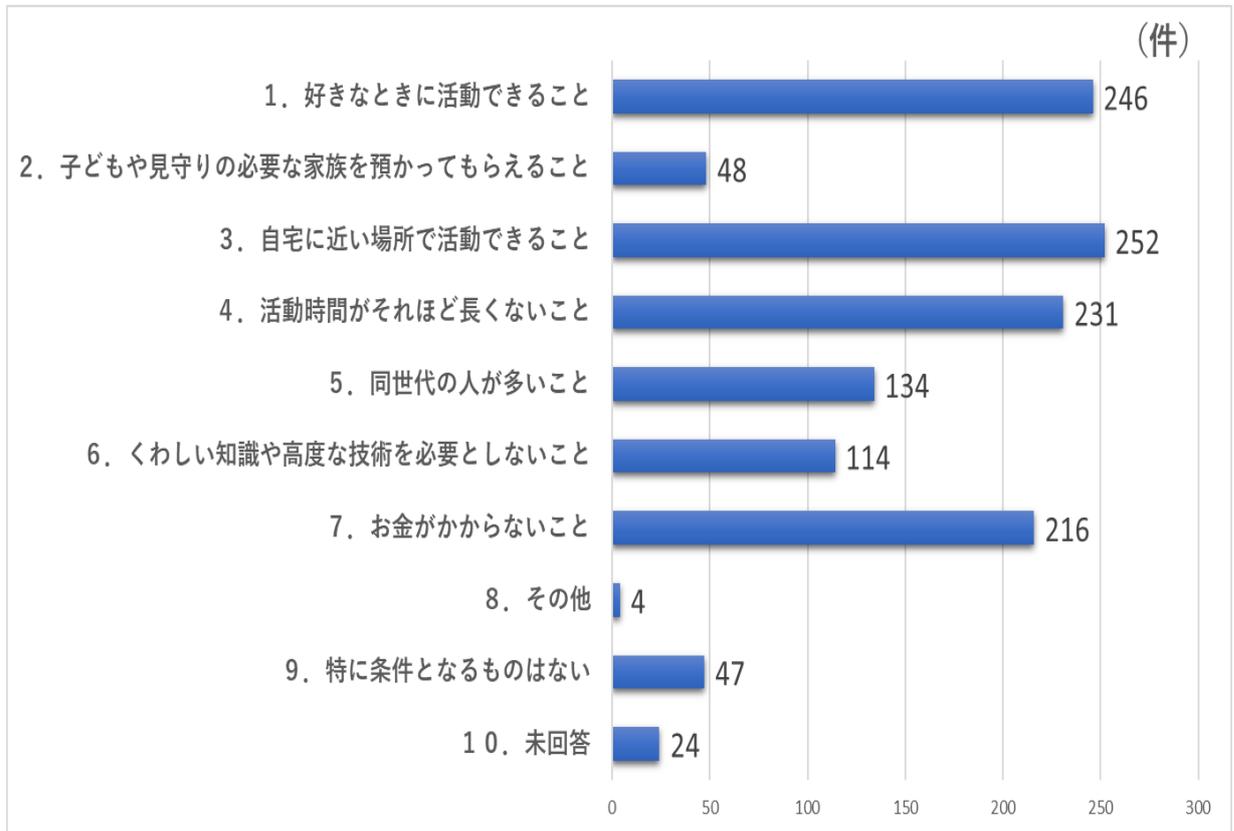
問3 1 あなたは、身近な地域での住民同士の支え合いは必要だと思いますか。
1つの番号に○



問3 2 問3 1で1「思う」と回答した方にお伺いします。身近な地域で住民
同士が共に支え合い、助け合うために、どのようなことが必要だと思いますか。
○はいくつでも

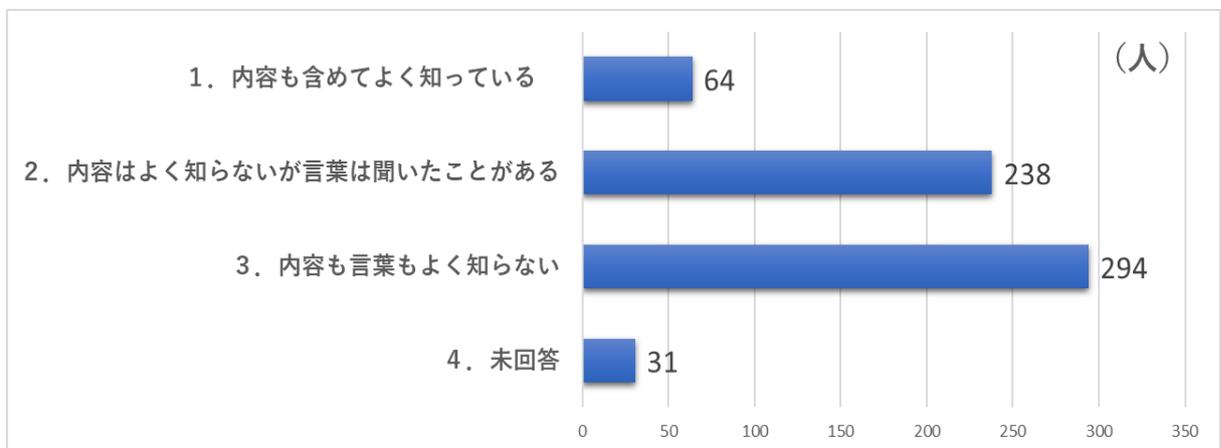


問33 問31で1「思う」と回答した方にお伺いします。地域での支え合い活動をより活発にしていく上で必要な条件はどのようなことだと思いますか。○はいくつでも

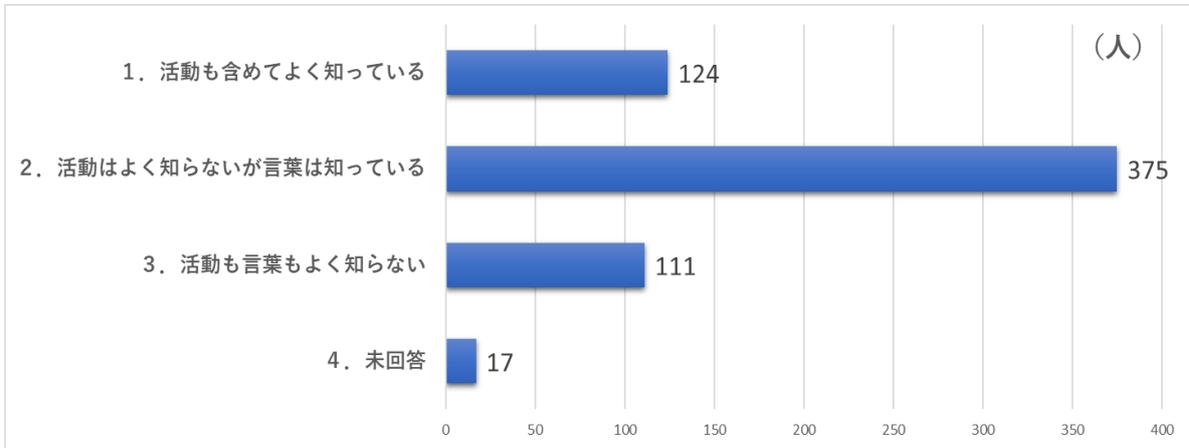


地域福祉に関することについてお答えください。

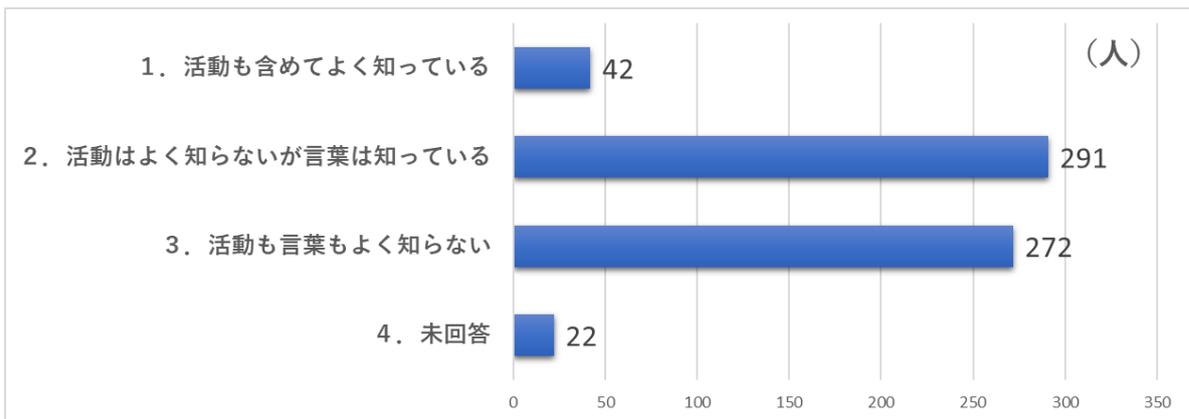
問34 あなたは、「地域共生社会」という言葉を知っていますか。1つの番号に○



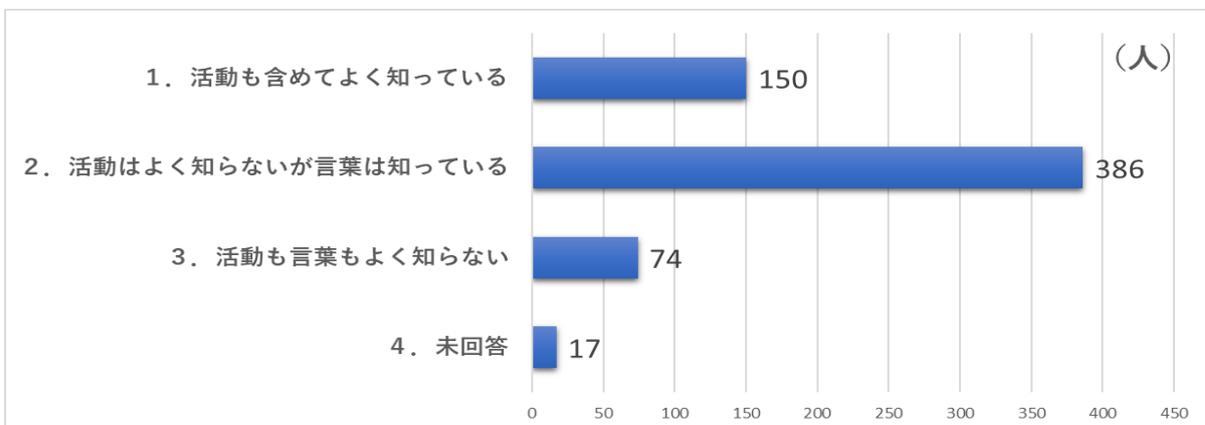
問35 あなたは、「川崎町社会福祉協議会」を知っていますか。1つの番号に○



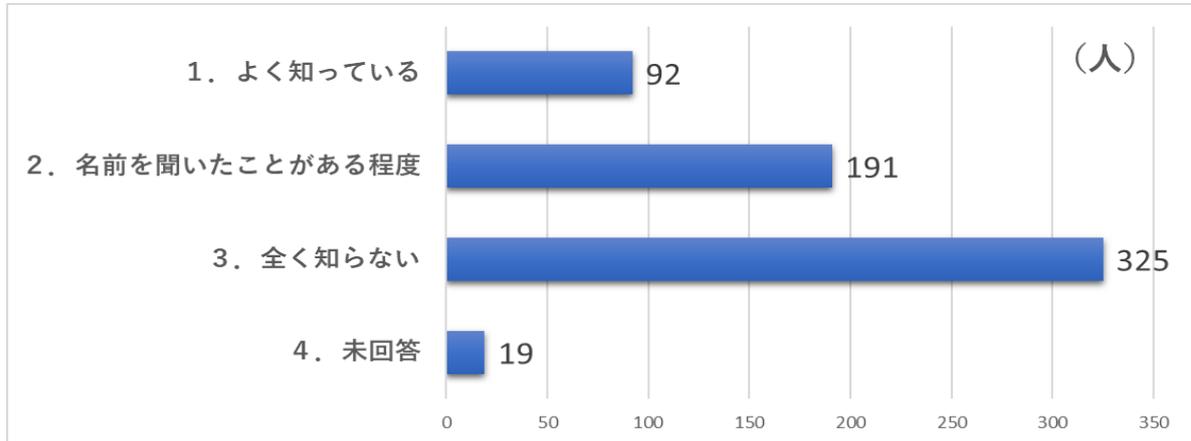
問36 あなたは、「川崎町ボランティアセンター」を知っていますか。1つの番号に○



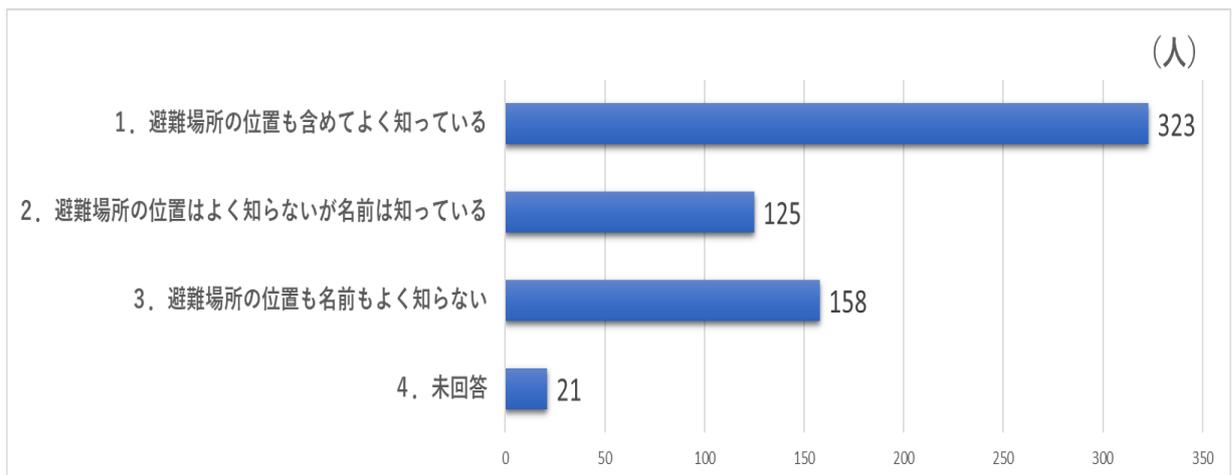
問37 あなたは、「民生委員・児童委員」という言葉や活動を知っていますか。1つの番号に○



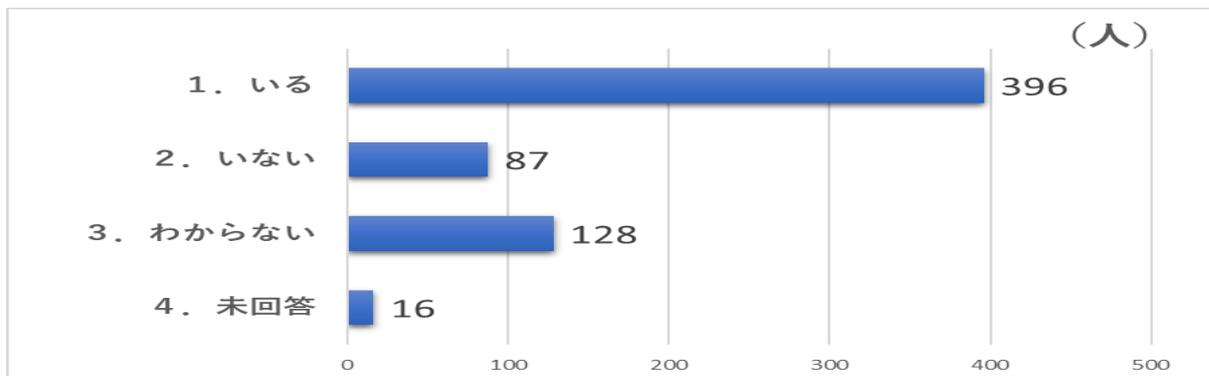
問38 あなたは、自身がお住まいの地域を担当する民生委員・児童委員を知っていますか。1つの番号に○



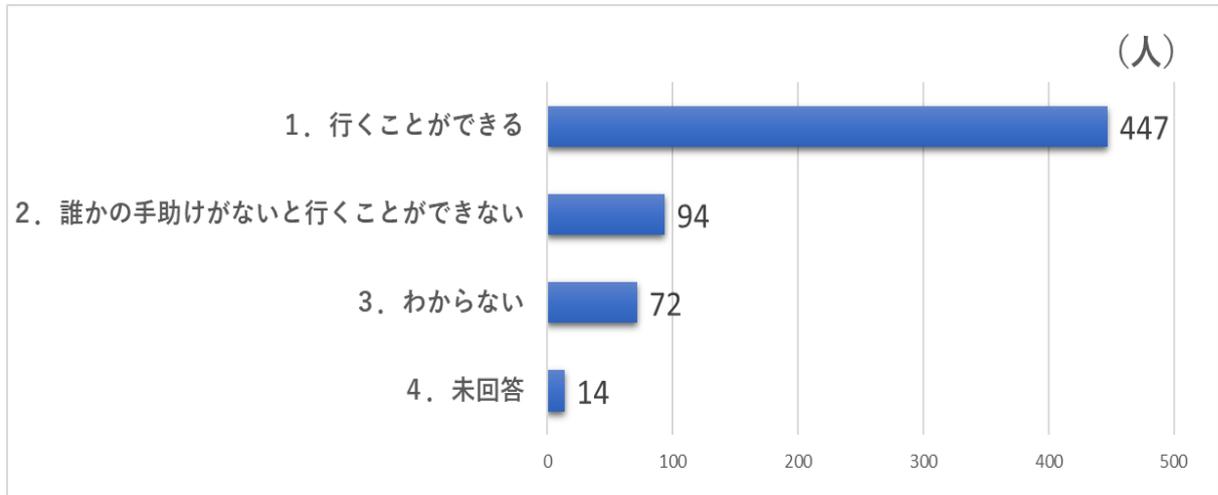
問39 あなたは、災害等が起こった時に、自身の地域の避難場所を知っていますか。1つの番号に○



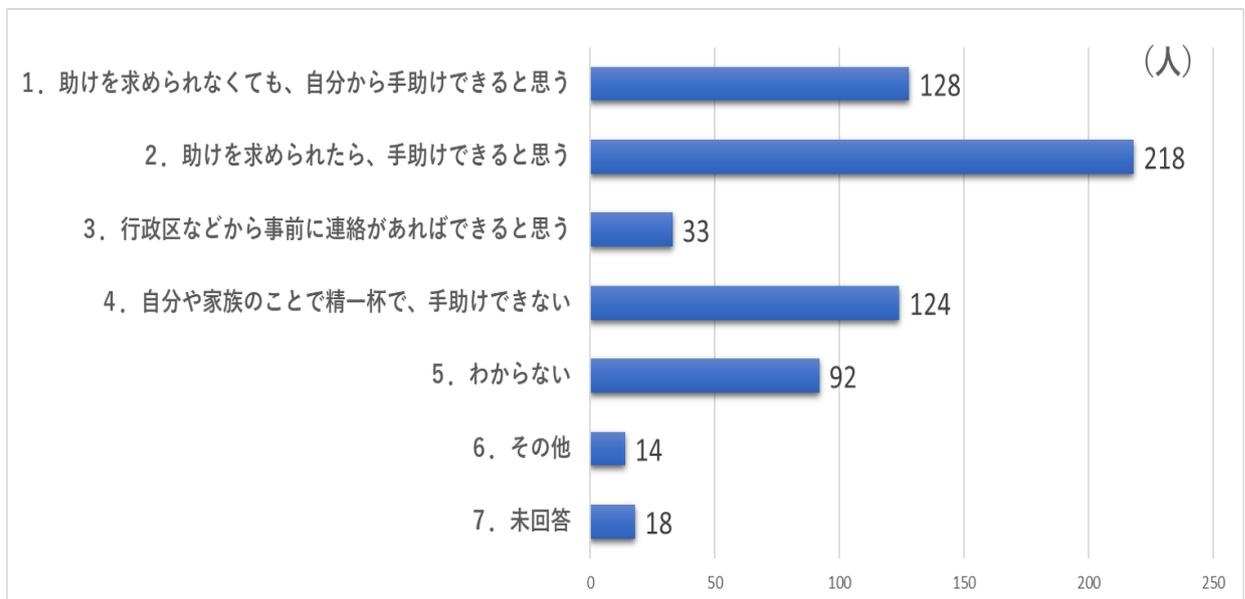
問40 あなたは、災害が起こった際に、身近に相談できる人や助けてくれる人がいますか。1つの番号に○



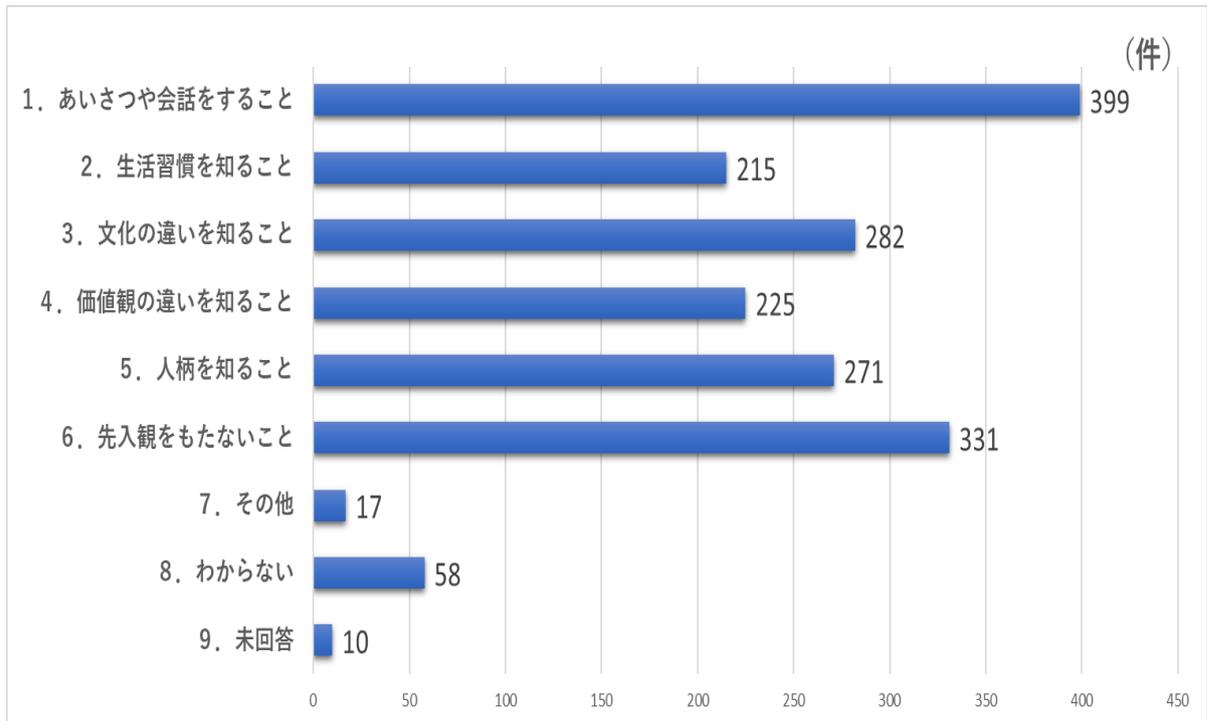
問4 1 あなたは、災害が起こった際に、ご自身の力だけで避難場所に行くことができますか。1つの番号に○



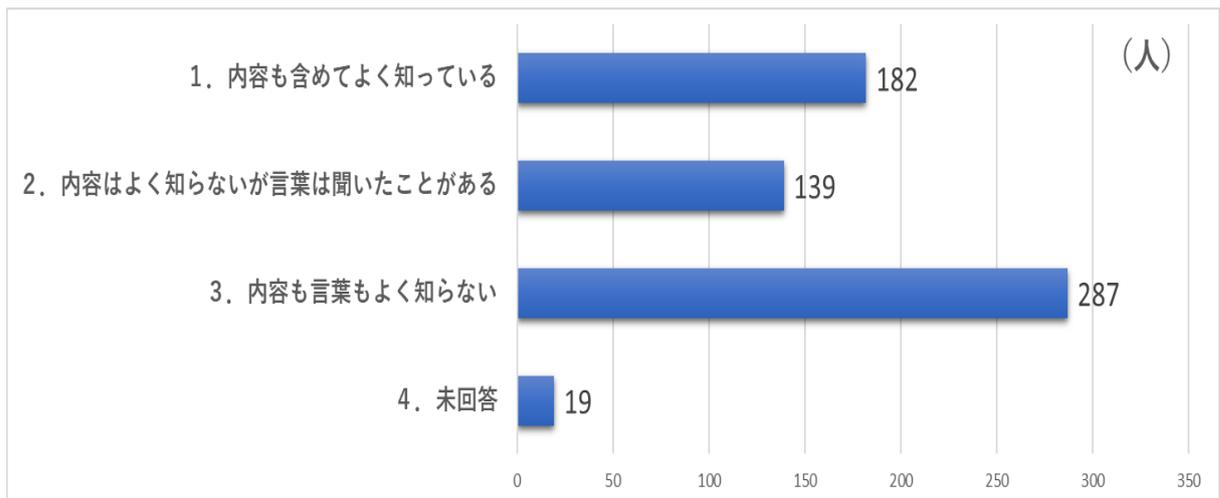
問4 2 あなたは、自分で避難することが難しい人（高齢者や障がい者など。）のために手助けができますか。1つの番号に○



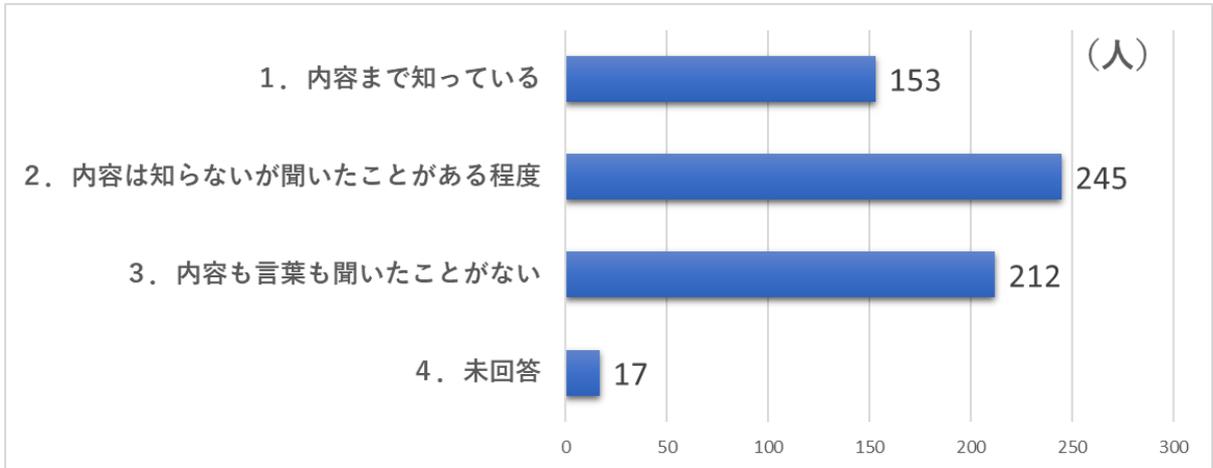
問4-3 川崎町で年齢や国籍、文化などが違う様々な人々が生活していくために大切なことは何だと思いますか。あてはまるものすべてに○



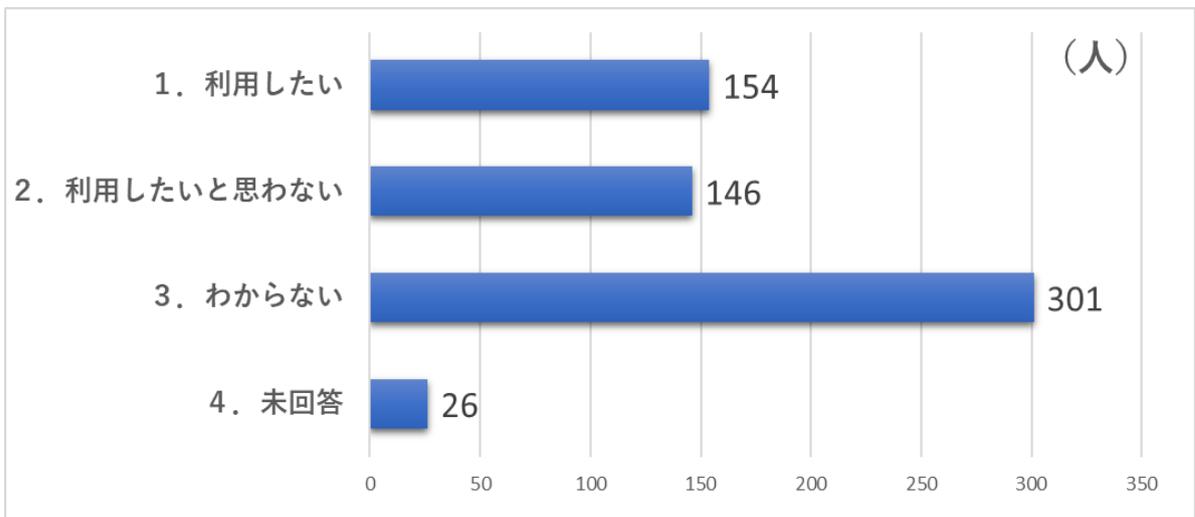
問4-4 あなたは、「ケアラー・ヤングケアラー」という言葉を知っていますか。1つの番号に○



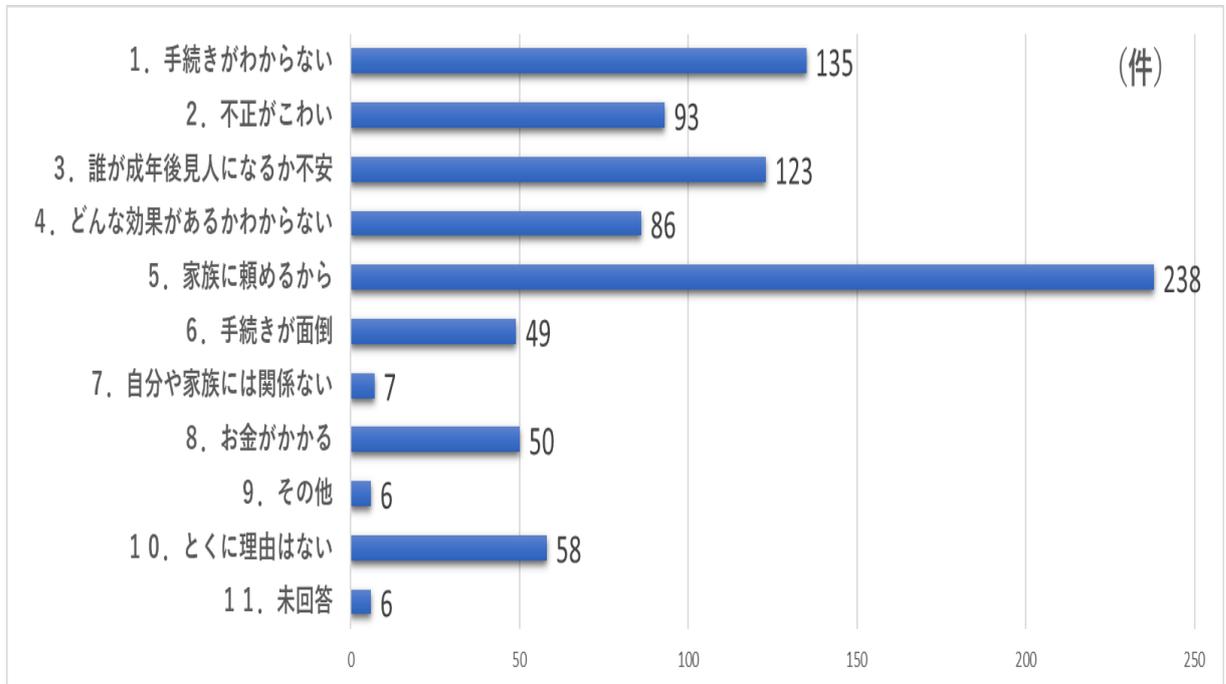
問45 あなたは、「成年後見制度」について、知っていますか。1つの番号に○



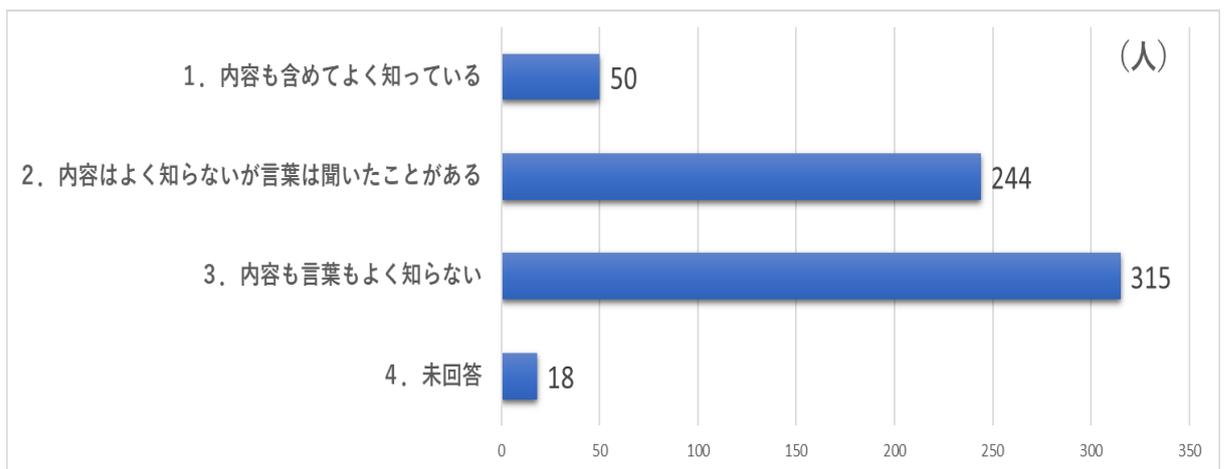
問46 あなたご自身の判断能力が不十分になった場合、成年後見制度を利用したいと思いませんか。1つの番号に○



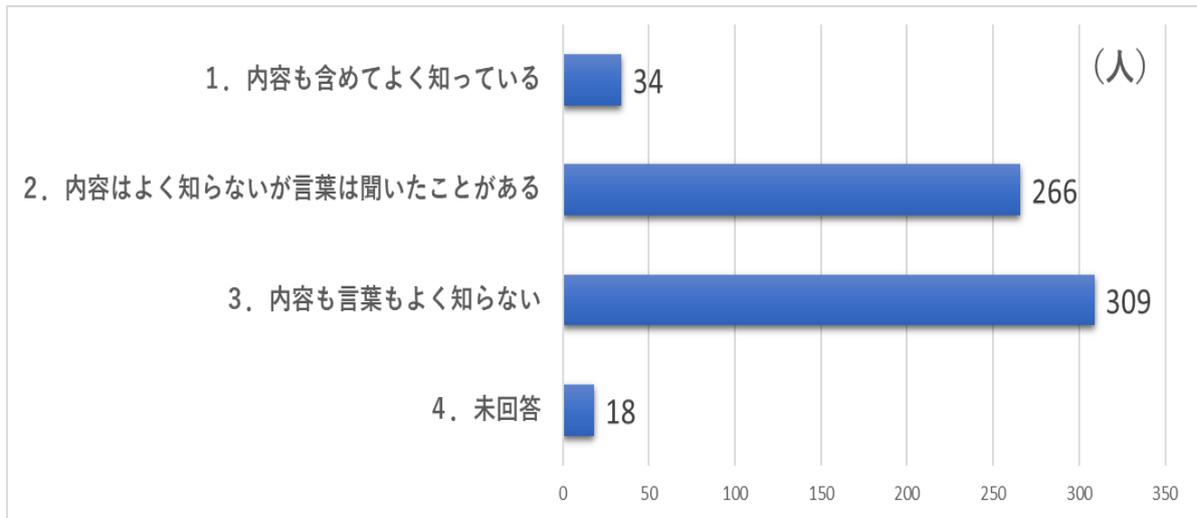
問47 問46で2「利用したいとは思わない」・3「わからない」と回答した方にお伺いします。利用したいとは思わない・わからないと回答した理由は何ですか。○はいくつでも



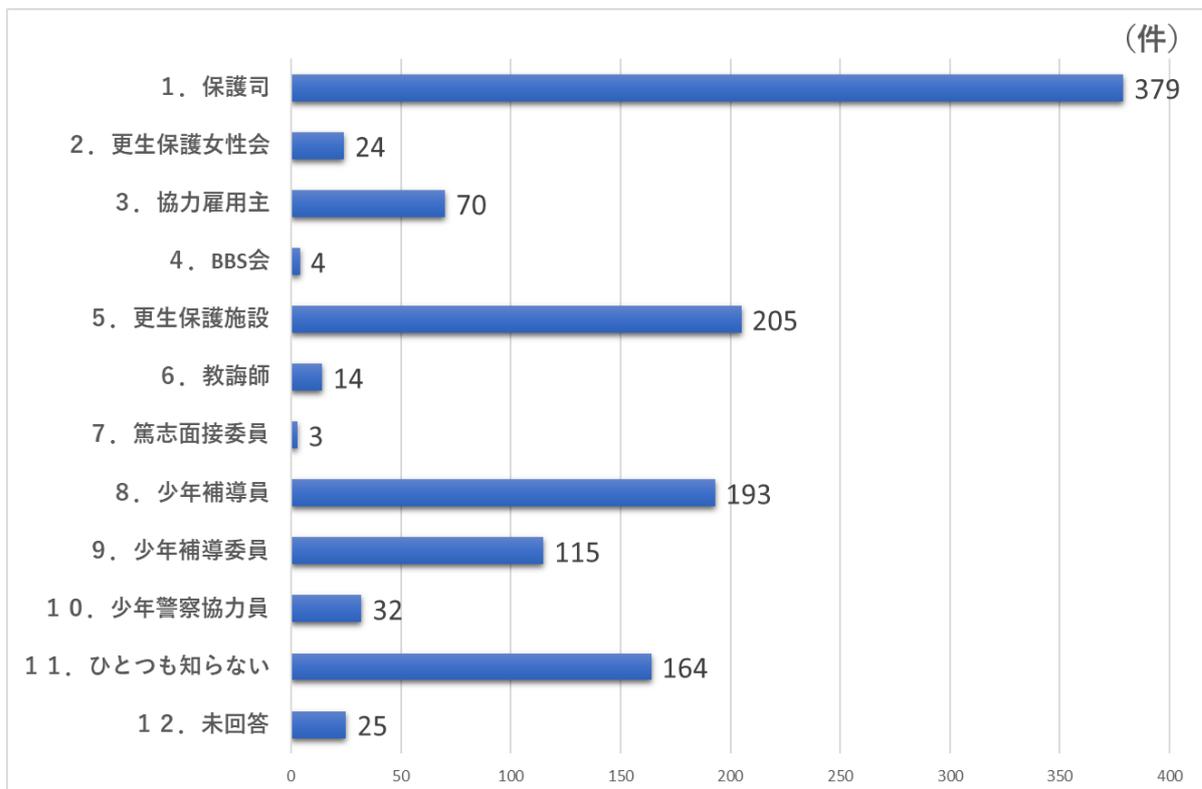
問48 あなたは、再犯防止に関する取組である「社会を明るくする運動」を知っていますか。それぞれ1つの番号に○



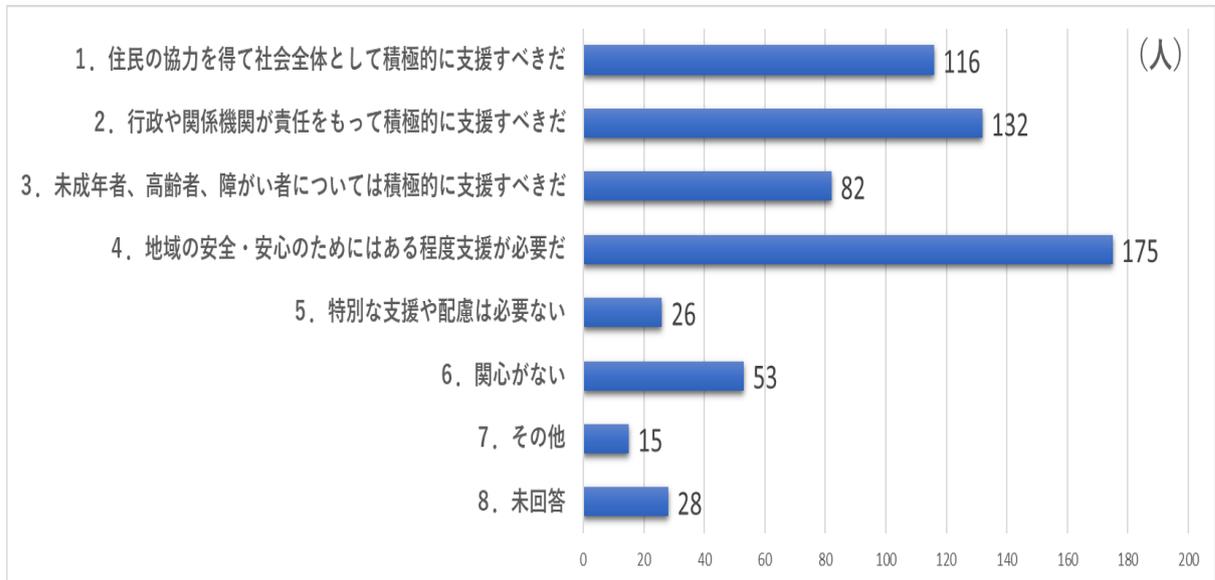
問49 あなたは、再犯防止に関する取組である「再犯防止啓発月間」を知っていますか。それぞれ1つの番号に○



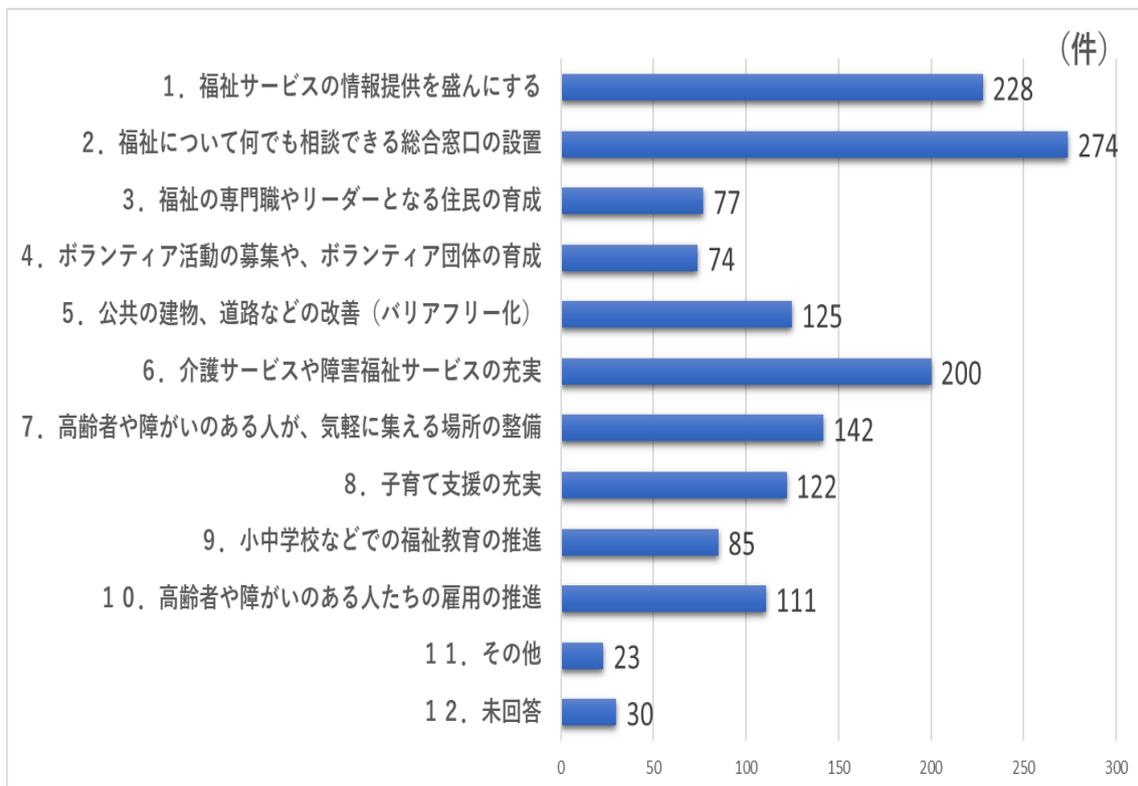
問50 あなたは、再犯防止の協力者として、次の方々を知っていますか。あてはまるものすべてに○



問5 1 少年院や刑務所を出た人が立ち直り、地域の一員として生活できるように支援することについて、あなたの考えに一番近いものを選んでください。
1つの番号に○



問5 2 今後、町が取り組むべき施策として、どのようなことが大切だと思いますか。○は3つまで



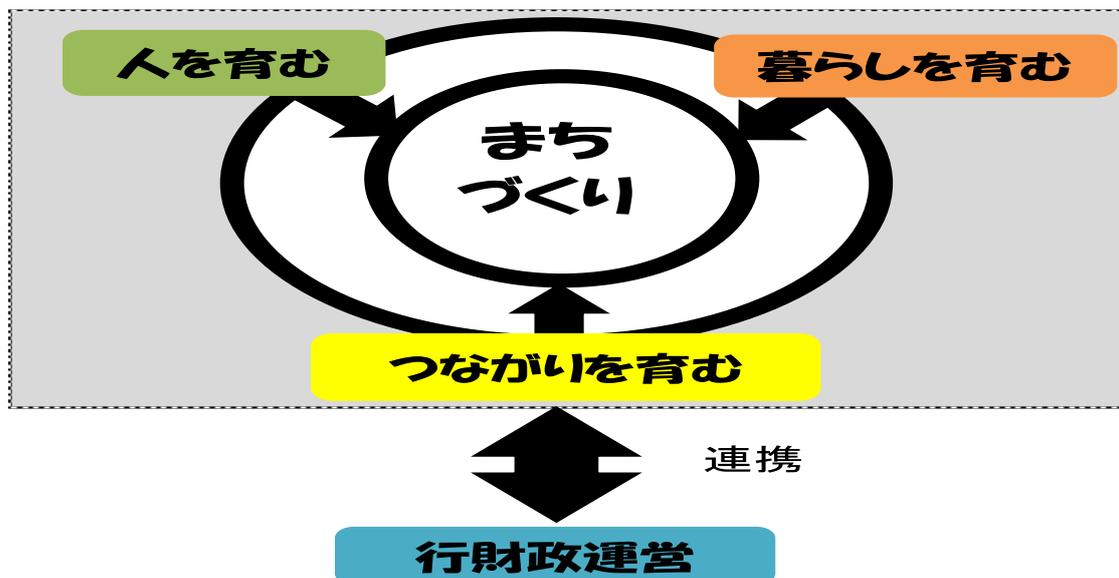
第3章 計画の理念と目標

1. 計画の基本理念

本計画は、町政の基本計画である「川崎町総合計画（令和2年（2020年）3月）」を推進するための将来像の実現に向けたまちづくりの基本目標として、「人を育む」「暮らしを育む」「つながりを育む」を定めています。新たなまちづくりには、地域を支える人が鍵になります。そこで、お互いに尊重し、支えあう環境のなかで、いつでも多様な学びを得ながら成長し、こどもから高齢者まで健やかに充実した生活を送ることができることを目指していききたいと思います。川崎町に住んでいる誰もが、安心していきいきと暮らせるまちづくり、地域や社会の中で、一人一人が大切にされ、共につながり、生きがいとぬくもりの中で生きていける社会にしたいと望んでいます。

そのために、学校教育、子育て支援、保健・医療・介護・福祉などを充実させることで、豊かな人を育てていきます。

まちづくりの基本目標



地域福祉に関連の深い「安心して子育てができること」、「高齢者や障がいのある人が安心してはつらつと生活できること」、「誰もが元気で健康に暮らせること」、「心のぬくもりと絆を実感できる社会であること」を踏まえ、本計画における基本理念を「誰もが安心して生活でき、ぬくもりと絆を感じられるまちづくり」とします。さらに、家族の支え合いである「自助」の機能が低下しつつも、ボランティア活動、地域での支え合いや見守りといった「共助」のまちづくりを進めていくことが大切です。

2. 計画理念・基本目標・施策の方向・必要な施策

本町の基本理念は、「誰でも安心して生活でき、ぬくもりと絆を感じられるまちづくり」とし、すべての人が住み慣れた地域で他の人々と共に生きる社会を実現するため、次の3つを基本目標とし、その目標を達成する施策の方向、さらに必要な施策についての体系を次にまとめています。

【施策の体系】

基本理念 誰でも安心して生活でき、ぬくもりと絆を感じられるまちづくり	基本目標1 お互いの人権を尊重し、共に支え合うまちづくり	
	施策の方向	必要な施策
	1) 住民が主体となった地域課題解決への支援	①地域の社会資源を活用した拠点づくり
		②シニアクラブ活動への支援
		③見守り活動の推進
		④日常生活上の支援体制充実への支援
		⑤地域で支える子育て支援
		⑥共同募金運動の推進
	2) 福祉のまちづくりの推進	①福祉のまちづくりの普及・啓発
		②誰もが安心して移動できるバリアフリー交通の推進
③バリアフリー化の情報提供		
④障がいを理由とする差別の解消		
⑤再犯防止の推進 (市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画)		
3) 災害時の福祉支援	①避難行動要支援者対策の推進	
	②福祉避難所の開設・運営支援	
基本目標2 地域福祉を支える人づくり		
施策の方向	必要な施策	
1) 地域福祉活動の更なる活性化への支援	①地域住民参画への支援	
	②NPO・ボランティアが活動しやすい環境づくり	
	③ボランティア活動への支援	
2) 地域で活躍する人材の確保	①福祉教育やボランティアリーダーなどの養成	
	②民生委員・児童委員活動への支援、制度の広報・啓発	
	③地域の子育て支援の確保	
3) 人権意識の普及・啓発	①人権意識の普及・啓発	
	②福祉を担う人材への人権研修	
基本目標3 福祉サービスを適切に利用できる基礎づくり		
施策の方向	必要な施策	
1) 保健・医療・福祉に関する相談、情報提供体制の整備	①関係機関の相談、情報提供体制の充実	
	①日常生活自立支援事業の推進	
2) サービス利用における権利擁護の推進	②成年後見制度の利用促進 (成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画)	
	3) 分野横断的な課題への対応	①生活困窮者への自立支援
②虐待などへの共通的な対応		
③住宅確保要配慮者への支援		
④就労に困難を抱える人への支援		
⑤共生型サービスの展開		
⑥自殺対策の総合的な取り組み		

第4章 具体的な取り組み

基本目標1 お互いの人権を尊重し、共に支え合うまちづくり

施策の方向

1) 住民が主体となった地域課題解決への支援

(必要な施策) ① 地域の社会資源を活用した拠点づくり

地域住民などが集う拠点は、地域住民同士の活発な交流を促進し、地域住民や専門職の話し合いを通じて新たな活動が生まれることが期待できるなど重要な役割を果たしています。

本町では、介護予防を通じた地域交流の拠点として「地域いきいき健幸サロン」の普及に努めています。令和7年10月現在で、町内10ヶ所で自主活動が行われており、町内全域での活動を目指しています。

地域いきいき健幸サロンは、社会教育課が主管である公民館活動を通じて、公民館等を拠点とした高齢者の自主的な介護予防の通い場を普及させる事業です。

本町の健康施策を担う部署と多課連携して取り組んでおり、今後も継続していきます。

＜高齢者福祉課＞ 高齢者保健福祉計画

(必要な施策) ② シニアクラブ活動への支援

シニアクラブは、仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり、生活を豊かにする活動を行うとともに、その知識や経験を生かして地域を豊かにする社会活動に取り組んでいます。

本町では、シニアクラブ連合会の事務局を川崎町社会福祉協議会に置き、現在18団体529人が加入しています。地域における清掃活動や閉じこもり・孤立化を防ぐための訪問活動等の奉仕活動に励み、高齢者向けのスポーツによる健康づくり活動を行っているシニアクラブは、高齢者の社会参加及び生きがいづくりにおいて、大変重要な存在です。また、少子高齢社会が本格化し、高齢者同士の助け合いがますます必要になってくるなか、その役割の一部を担うことができる必要不可欠な存在でもあるため、今後も助成等による活動支援を継続していきます。

＜高齢者福祉課＞ 高齢者保健福祉計画

(必要な施策) ③ 見守り活動の推進

ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が増加していくことが見込まれるなか、ひとり暮らしの高齢者などが孤立せず安心して地域で生活できるためには、地域における見守り活動が重要です。

本町では、平成20年度から高齢者独居世帯等を対象に「ひとり暮らし高齢者見守りネットワーク」が設立されており、高齢者の見守り活動や認知症高齢者の徘徊対策等に取り組んでいます。福岡県が実施している各家庭を訪問する機会が多い事業者が異変を察知した場合に市町村や警察等に通報する「見守りネットふくおか」

等も活用しながら、今後も認知症等による徘徊行方不明者の迅速発見と事件・事故の未然防止に努めます。

川崎町社会福祉協議会への委託事業として令和5年度より「地域いきいきお出かけサロン」を実施し、高齢者の閉じこもり予防やお出かけを支援し社会参加を促進する介護予防事業を実施しています。

その他にも、「配食サービス見守りネットワーク」として、在宅の要援護高齢者及び一人暮らしの高齢者に対し、指定日の夕食として弁当を配達するとともに利用者の安否確認を行う事業を推進します。

さらに、緊急通報装置事業として、一人暮らしの高齢者等の災害、事故及び急病等緊急事態に備えるため必要な世帯に通報装置の端末器を設置し、高齢者の安否確認を目的とした事業を推進し、今後はIoT技術を活用した見守り事業の取組を推進します。令和3年度より実施している、他課連携の公民館事業を展開し、町内全域に町民の健康づくりを通じた見守り体制を構築する取組を行います。

〈高齢者福祉課〉高齢者保健福祉計画

(必要な施策) ④日常生活上の支援体制充実への支援

今後、団塊の世代が75歳以上となる2025年や高齢者数がピークに達する2040年に向け、高齢者のみ世帯や認知症高齢者の割合が増加すると考えられています。それに伴い、本町では生活支援体制整備事業を実施し、担い手不足等の地域課題に対する日常生活上の支援体制充実への支援を図ります。

生活支援体制整備事業とは、地域の住民や各種団体、企業の関係者など様々な人々が連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行くことを目標に、「生活支援コーディネーター」と「協議体」を中心に高齢者を支える地域づくりを進めていく事業です。

「生活支援コーディネーター」とは、地域に出向き地域住民が困っていることや、住民の活動等の現状を把握し、協議体内で意見を伝える、住民同士のネットワークづくりを支援する役割をもつ者です。本町では、地域包括支援センターに2名配置しています。

「協議体」とは、地域課題の共有や、それを解決する仕組みづくりなどを地域住民や関係団体が話し合う場です。本町では、「でてこんかい・かたらん会」として地域包括支援センターで定期的開催しており、今後も継続していきます。

〈高齢者福祉課〉高齢者保健福祉計画

(必要な施策) ⑤地域で支える子育て支援

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化などにより、身近なところに子育てについて相談できる相手がないなど、子育てが孤立化する傾向にあるなか、地域社会全体で子育て家庭を応援し、孤独な子育てを減少させていくことが必要です。また、家族や地域における子育て力の低下が懸念されており、健やかにこどもを産み

育てられる社会の実現に向けた取り組みが求められます。

本町では、令和6年度よりこども家庭センターを設置し、母子保健（旧子育て世帯包括支援センター）と児童福祉（旧子ども家庭総合支援拠点）の両機能の連携・協働を深め、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの健康面や子育てに関する悩みに対して、一体的な相談支援を行います。

子育て支援環境の整備としては、令和7年度に策定しました「第3期子ども・子育て支援事業計画」を踏まえ、地域子育て支援センターを拠点に、各種ボランティアグループや地域住民、各種関係機関、行政等が相互に連携・協働し、安心して子育てができる環境づくりを進めます。

＜健康づくり課＞子ども・子育て支援事業計画

（必要な施策） ⑥共同募金運動の推進

共同募金運動は、地域福祉の推進を図ることを目的として行われるものであり、民間が行う地域福祉活動を支える重要な役割を果たしています。福岡県共同募金会川崎町支会では、共同募金運動の活性化に向けた取り組みを推進し、募金実績の向上や継続的な応援者の確保に努めています。また、同会が行う募金活動の広報・周知に努めます。

＜川崎町社会福祉協議会＞

施策の方向

2)福祉のまちづくりの推進

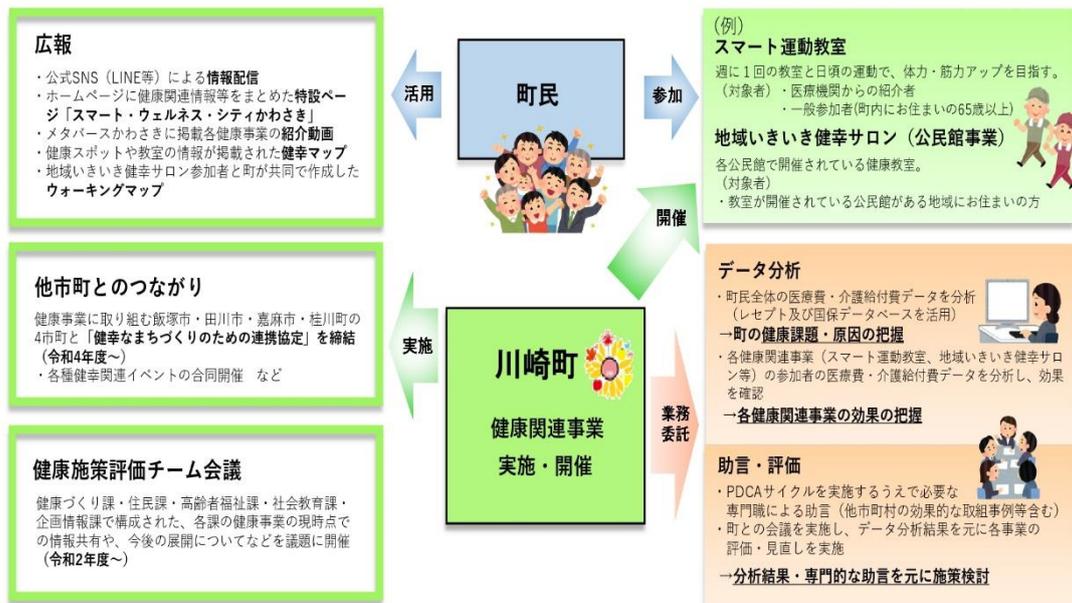
（必要な施策） ①福祉のまちづくりの普及・啓発

人口減少が見込まれる本町においては、庁内の関係各課や町内の関係組織・団体が連携し、本町ならではの独自性・独創性をもった取り組みが求められます。まちづくりを推進するため、地域おこし健康づくり事業を実施するとともに、地域おこし協力隊制度の活用、かがやけ川崎応援寄附金事業等を進めます。さらに重点課題である定住の促進として、町内の活力維持や魅力あるまちづくりを推進するため、若年層をはじめとした町外からの移住・定住の方策を検討します。魅力あるまちづくりは、一朝一夕で完成するものではなく、長期視点に立った戦略的で継続的な取り組みが求められます。そのためには、庁内の関係各課が情報共有と意思統一を図りながら事業を進めることが求められます。地方創生関係事業の推進は、町をあげて健康（健幸）づくりに取り組むため、スマート・ウェルネス・シティかわさきの実現に向け健康関連事業を実施します。企業誘致や農産物のブランド化、6次産業化等による地元雇用の創出、子育て世代の転出抑制と移住・定住の促進、地域資源を活用した観光振興と交流人口の拡大にも取り組みます。さらに、町内3中学校の統合に伴い、2校が廃校になるなど、町内の未利用施設及び用地は増加しています。これらを活用した、地域活性化の一助となるような事業の検討・実施が求められます。未利用資源の活用検討は、現在使われていない施設や空き地を地域コミュニティの場やスポーツ合宿等の受入れ施設として設備し再利用したり、誰もが利用しや

すい公園として整備するなど、有効的な活用を検討します。

＜企画情報課＞**総合計画**

スマート・ウェルネス・シティかわさきに向けての取組み (イメージ)



(必要な施策) ②誰もが安心して移動できるバリアフリー交通の推進

高齢者や障がいのある人などが地域社会で活躍するためには、誰もが安心して移動できる交通環境の実現が必要です。

本町では、「川崎町地域公共交通計画」を策定しており、将来に向けて持続可能な公共交通ネットワークの形成を図り、地域の移動手段として、ふれあいバスを運行しています。ふれあいバスの利用者で障がい手帳等の保持者には、乗車運賃を半額とする減免を実施しています。今後も必要に応じて運行便数や運行区間を見直す等、ふれあいバスの利便性の向上を図ります。

＜防災管財課＞

(必要な施策) ③バリアフリー化の情報提供

外出する前にバリアフリーの状況が確認できれば、高齢者や障がいのある人などが安心して気軽に外出する手助けとなります。

本町では、道路における歩道の整備に努めるとともに、バリアフリー化を推進します。路上の障害物を撤去し、警察等による指導強化を要請します。公共施設の駐車場には、障がい者専用駐車場を設置し、民間施設の駐車場についても設置の協力を要請します。

また、交通機関の整備状況や助成・割引制度についての周知を図り、公共交通の利用を促進します。

＜福祉課＞**障がい者福祉基本計画、障がい福祉計画**

(必要な施策) ④障がいを理由とする差別の解消

平成28年(2016年)4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」いわゆる「障害者差別解消法」が施行されました。

この法律は、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的に施行され、障がい者の要望等に応じて、国や自治体など行政機関は、日常生活や社会参加の障壁を取り除く合理的配慮を行うことが義務付けられています。

本町では、「障害者週間(12月3日～12月9日)」を中心に、街頭啓発や人権推進課と連携した人権問題と併せた講演会を実施する等、住民、障がい者団体、ボランティア団体等幅広い参加による啓発活動を推進します。また、「ふくしまつり」等において、町民参加型イベントを行う等、啓発広報活動を実施します。

＜福祉課＞障がい者福祉基本計画、障がい福祉計画

本町では、ノーマライゼーション(障がいの有無に関わらず共にいきいきと活動できる社会をめざす)理念の普及は一定の成果を上げています。しかし、いまだに障がいのある人に対する偏見や差別意識が残り、教育現場などでの差別発言が発生しています。特に、精神に障がいのある人に対する誤解や偏見が社会的障壁となっています。町が主催する行事等を通じて、人権啓発を計画的に継続し推進します。

＜人権推進課＞人権施策基本方針

住みよいまちづくりを進めていくためには、社会を構成する全ての人々が障がい及び障がいのある人に対して、十分理解をしていくことが重要と考えています。町の広報紙やホームページ等を活用し、正しい理解の普及・啓発を図ります。

＜福祉課＞障がい者福祉基本計画、障がい福祉計画

(必要な施策) ⑤再犯防止の推進 (市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画)

国の再犯者数は年々減少傾向にありますが、再犯率としてみると、初犯者数が大幅に減少していることもあり、近年上昇傾向となっています。

このため、犯罪や非行をした人の更生に対する理解を深め、こうした人たちが社会を構成する一員となることへの支援が求められています。

本町においても、犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支援するため、保護司会等が活動しています。

また、毎年、再犯防止月間である7月を中心として、「社会を明るくする運動」を展開しています。引き続き、同運動を通じて、保護司会等の団体と連携しながら、犯罪や非行の防止とともに、犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、支援していくことが必要です。

犯罪や非行をした人の中でも、特に高齢者や障害のある人など、福祉的な支援を必要とする人を適切なサービスにつなぐことにより、生活の安定化を図り、再犯防

止につながります。

あわせて、犯罪や非行をした人たちの更生に対する地域の理解を醸成するために、町民に対して広く再犯防止の取組等を周知・啓発していきます。 <福祉課>

施策の方向

3)災害時の福祉支援

(必要な施策) ①避難行動要支援者対策の推進

平成23年の東日本大震災の教訓から、大規模災害発生時の対策として避難行動要支援者（自ら避難することが困難で、迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する高齢者や障がい者等）名簿の作成が市町村の義務とされました。

本町では、避難行動要支援者等の要配慮者が適切な避難行動をとることができるよう、避難行動要支援者名簿を作成しています。今後も避難支援体制の充実を図るために、定期的な更新作業を行っていきます。

また、避難行動要支援者の災害時の避難支援等を実効性のあるものとするために、避難行動要支援者について、どのような避難行動をとればよいのかまとめた個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされました。本町でも防災管財課と関係課が連携し、個別避難計画の作成に取り組んでいきます。

<高齢者福祉課> 高齢者保健福祉計画

(必要な施策) ②福祉避難所の開設・運営支援

高齢者や障がいのある人、乳幼児など一般の避難所では生活することが困難な要配慮者が安心して避難生活を送るためには、避難所での生活において特別な配慮が受けられる福祉避難所（一般の避難所内の福祉避難スペースを含む）の確保が重要です。また、福祉避難所の開設時には、必要な人員の配置と資器材の確保を行うなど、要配慮者に応じた適切な運営を行う必要があります。

福岡県では、「災害時における福祉避難所等への福祉等専門人材の派遣に係る協定」や「災害時における物資（福祉用具）の調達及び供給に関する協定」について、民間の福祉専門団体などと締結しています。本町においては、この事業を活用し、福祉避難所の開設と適切な運営について支援するとともに、更なる福祉支援体制の充実に取り組みます。 <防災管財課> 地域防災計画

基本目標 2 地域福祉を支える人づくり

施策の方向

1) 地域福祉活動の更なる活性化への支援

(必要な施策) ①地域住民参画への支援

誰もがどのような状況になっても地域の中で暮らし続けられるよう、お互いに支え合っていくことができる地域社会づくりのためには、住民一人一人が主体的に地域福祉活動に参画する意識の醸成が重要です。

本町では、福岡県や地域で開催される各種スポーツ大会やスポーツ教室等、こどもから高齢者、障がいのある人、誰もが積極的に参加できるような機会を充実します。また障がい者スポーツの振興を図るとともに、障がいのあるなしにかかわらず共にふれあい、交流ができるよう内容の充実に努めます。併せて、誰もがスポーツに親しめるよう町内のスポーツレクリエーションの事業を支援するとともに、指導者を養成し、誰もが参加しやすい生涯学習事業の振興を推進します。

＜福祉課＞障がい者基本計画、障がい福祉計画

(必要な施策) ②NPO・ボランティアが活動しやすい環境づくり

NPO・ボランティアは、地域福祉の担い手として、地域における福祉ニーズに、それぞれの能力や特長を活かしてきめ細かく弾力的な活動を行うことが期待されています。

本町では、川崎町社会福祉協議会を中心に数団体が活動を行っていますが、啓発活動も含め、地域住民が様々な場で、各種のボランティア活動へ気軽に参加できるような環境づくりを推進し、障がいのある人自身もボランティア活動に参加できる体制づくりなど、NPO団体やボランティアグループとの協力体制の強化を図ります。

＜福祉課＞障がい者基本計画、障がい福祉計画

(必要な施策) ③ボランティア活動への支援

地域社会における様々な課題の解決に取り組んでいるボランティア団体やグループなどには、その活動を継続し、新たな活動に取り組んでいくことが望まれます。

本町では、川崎町社会福祉協議会が行う福祉・ボランティア団体等に対する研修や助成、イベント開催の支援を通じて、ボランティアの育成・交流を図り、活動を活性化する取り組みを支援するとともに、住民によるボランティア活動のネットワーク化を進めます。また、誰もが気軽にボランティア活動に参加できるきっかけづくりのための情報の発信に努めるとともに、新規の参加者や団体の設立を支援していきます。

＜川崎町社会福祉協議会＞

施策の方向

2) 地域で活躍する人材の確保

(必要な施策) ①福祉教育やボランティアリーダーなどの養成

こどもの頃から福祉について学ぶ機会を設け、地域社会における課題を身近な課題として捉える意識の醸成や、地域においてボランティア活動に参加しやすい環境をつくることは、地域福祉を推進していくうえで重要なことです。

本町では、川崎町社会福祉協議会における小学生を対象とした福祉教育読本「ともに生きる」の配布や、地域包括支援センターによる小学生及び中学生を対象とした「高齢者疑似体験研修」などを支援し、こどもの頃から社会性や思いやりの心を育むことができる取り組みやボランティア活動に参加しやすい体制づくりを進めるとともに、ボランティアリーダーなどの養成に努めます。

＜川崎町社会福祉協議会＞

(必要な施策) ②民生委員・児童委員活動への支援、制度の広報・啓発

民生委員・児童委員は地域における最も身近な相談者・支援者であり、地域福祉を推進していくうえで必要不可欠な存在です。また、民生委員・児童委員のなり手の確保や、民生委員・児童委員が活動しやすい環境の実現のためには、地域住民の民生委員・児童委員に対する正しい理解促進が必要です。

本町では、民生委員・児童委員が円滑に活動できるよう川崎町社会福祉協議会と連携し、各種研修を支援し、資質の向上を図ります。さらに、ホームページや広報紙を利用して制度の広報・啓発を図るとともに、地域住民に対し、積極的に制度の周知を行うよう働きかけます。また、民生委員・児童委員が空白の行政区については、早期の確保対策が重要であるため、対象行政区と連携した取り組みを進めます。

＜川崎町社会福祉協議会＞

(必要な施策) ③地域子育て支援の確保

地域における子育て支援を充実させるためには、子育て支援を行う人材の確保が必要であり、高齢者や子育て経験者その他子育てに関わる地域の人材が効果的に活躍してもらう仕組みが必要です。

本町の「第3期子ども・子育て支援事業計画」を踏まえ、地域子育て支援センターでは、公民館に出向く地域支援活動等を実施し、地域子育て支援人材の確保に努めます。

＜健康づくり課＞ 子ども・子育て支援事業計画

施策の方向 3) 人権意識の普及・啓発

(必要な施策) ①人権意識の普及・啓発

一人一人が幸福を実現するためには、自他をかけがえのない存在として尊重し、自己の個性や創造性の伸長を図りつつ、社会参加や自己実現を可能にする社会的な環境や条件の整備が求められています。このため、人権尊重の精神の確立とすべての人々の共生に向けて、人権教育・啓発を創意工夫し、粘り強く展開していくことが必要です。また、平成28年には、「障害者差別解消法」をはじめとする人権に関する3法が制定される等※の法律や条例が整備されています。

本町では、住民に対する啓発は、住民一人一人が人権問題について正しい認識と理解を深め、差別の解消に主体的に取り組むことができるよう、施策の充実を図り、同和問題啓発強調月間や人権週間を中心に内容や手法に創意工夫を凝らしながら、講演会の開催や広報紙・冊子等の配布を行い、啓発活動の充実に一層努めます。また、町の人権施策の取り組みを住民により理解してもらうために、施策の透明性（公開制）の原則にのっとり、人権施策の啓発に努めます。地域における啓発は、町と地域が連携して行う人権問題に関する啓発及び研修会が地域に根ざした、きめ細やかなものになるよう担当職員や指導者の育成に努め、その啓発活動がより一層地域に密着したものになるよう努めます。

＜人権推進課＞**人権施策基本方針**

※「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消法」「福岡県障害者差別解消条例」「福岡県部落差別解消条例」

(必要な施策) ②福祉を担う人材への人権研修

人権問題の特徴は、差別を受けている当事者がいることであり、人権施策を策定し、実施するにあたり、当事者の意見を聞くことが大切です。また、人権問題を扱っているN.G.OやN.P.O等の人権団体との協力が不可欠です。人権施策を推進するうえで、行政の主体性及び人権諸団体との連携が重要です。そのためには、人権諸団体と十分に協議し、双方が理解できるまでの対話が必要です。その際、大切なことは「どうしたら差別がなくなるか、基本的人権が守られるか。」です。地域福祉の推進に担う人材としては、社会福祉協議会職員、社会福祉施設職員、民生委員・児童委員などです。

本町では、町職員や教職員・福祉を担う人材等に対し、人権感覚・人権問題の見識を深める目的の研修を開催し、地域活動やまちづくり活動の指導的な住民を核とした人材（リーダー）の育成を推進します。

＜人権推進課＞**人権施策基本方針、男女共同参画プラン**

基本目標3 福祉サービスを適切に利用できる基礎づくり

施策の方向 1) 保健・医療・福祉に関する相談、情報提供体制の整備

(必要な施策) ①関係機関の相談、情報提供体制の充実

老老介護や育児と介護のダブルケアなど、生活における問題は多様化、複雑化しており、様々な相談に対して適切に対応するため、相談体制・情報提供体制の充実が求められています。

本町では、このような複合的な課題がある相談に対しては、福祉課・高齢者福祉課・健康づくり課・人権推進課等が連携して対応を行っています。

本町では、地域支援事業の実施にあたり、福岡県介護保険広域連合の各支部に地域包括支援センターが平成18年4月に設置され、平成25年4月から直営の地域包括支援センターを開始し、令和元年度から運営を川崎町社会福祉協議会に委託しています。本センターは、地域で暮らす高齢者の方々を介護予防などのさまざまな面から総合的に支援していく拠点となっています。包括的支援事業に「在宅医療・介護連携の推進」や「認知症施策の推進」、「地域ケア会議の推進」、「生活支援サービスの体制整備」に係る事業が位置付けられています。高齢者の総合相談等から適切な支援につなげていく本センターの業務は、包括的支援業務全てと密接に関係し、事業主体と十分に連携できる体制を構築し、地域包括ケアシステムの実現を図ります。

<高齢者福祉課> **高齢者保健福祉計画**

地域子育て支援拠点事業として、地域子育て支援センター及び公民館において核家族化や地域のつながりが希薄化しているなか、地域における子育て中の親子の交流促進や育児相談を行う場を提供することで、子育て中の不安や悩みを緩和し、こどもの健やかな成長を支援します。

また、わくわく広場（利用者は未就学児とその保護者）や子育て相談などにより健やかな成長を支援し、町内在住の18歳未満の子ども及びその保護者を対象とした要保護・要支援児童対策を推進することにより、児童虐待防止に努めます。

<健康づくり課> **子ども・子育て支援事業計画**

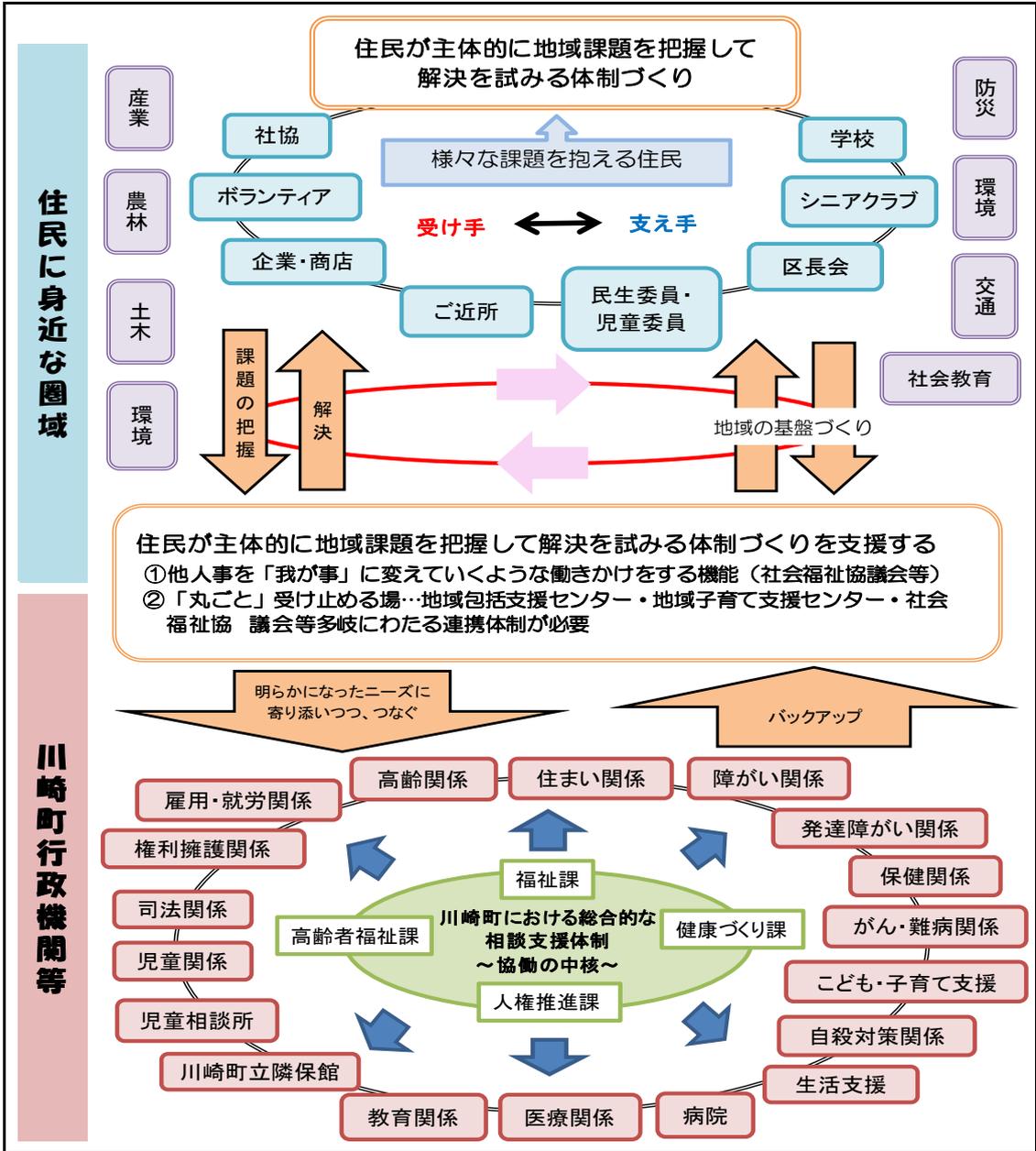
障がい者施策をはじめ、福祉関係の諸制度の改正が多く、利用者が改正内容を把握しきれない現状があります。適切な情報提供と相談支援体制の整備の充実が求められています。

福祉課窓口において、障がい福祉サービス等に関わる情報をわかりやすく提供するとともに、状況にあわせた相談支援や相談窓口機能の強化に努めます。

また、障がいの疑いがある段階から相談支援を行うとともに、関係機関へつなぐことが重要となってきます。さらに、障がい児相談支援についても質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図ります。

<福祉課> **障がい福祉計画、障がい児福祉計画**

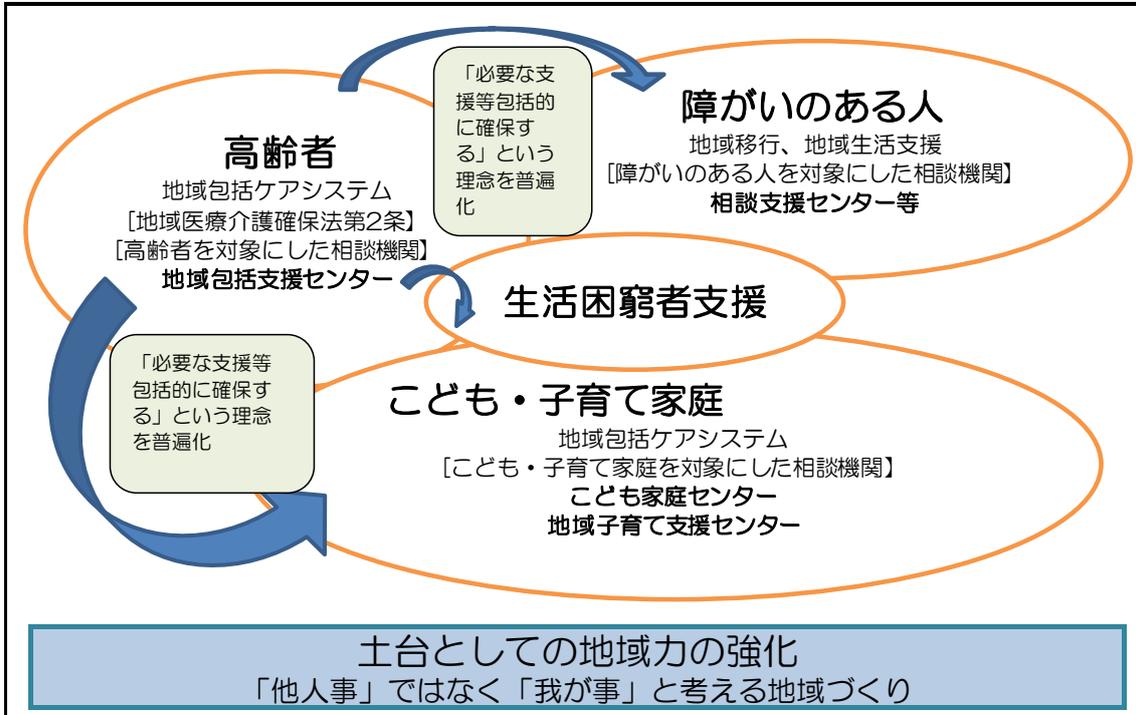
地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制



住民に身近な圏域において、様々な課題を抱える住民のニーズに『寄り添い』『つなぐ』ことを目的に、我が事・丸ごとへの連携体制として『川崎町における総合的な相談支援体制』として、課題を把握して解決するための支援を実施していきます。

地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制となります。（法第106条の3）

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制



地域における包括的な支援体制の関係性を図式化しています。多様なニーズをすくい取る「全世代・全対象型地域包括支援体制」を構築します。高齢者、障がい者、こども・子育て家庭、そして生活困窮者支援など、生活上の困難を抱える地域住民への包括的な支援体制を行います。その土台としての地域力の強化として、「他人事」ではなく「我が事」と考える地域づくりが必要な取り組みとなります。

施策の方向

2) サービス利用における権利擁護の推進

(必要な施策) ①日常生活自立支援事業の推進

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない人が地域で安心して暮らすためには、その権利を擁護する仕組みが必要です。このような人々が地域で安心して生活できるよう支援することが重要な課題です。

本町では、川崎町社会福祉協議会と連携し、社会福祉法に基づいて、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などに不安がある人々が、住みなれた地域で安心して暮らせることを支援する本事業を推進します。

＜川崎町社会福祉協議会＞

(必要な施策) ②成年後見制度の利用促進 (成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画)

成年後見制度は、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和の観点から、精神上の障害により判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人・保佐人・補助人がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護する制度です。

しかし、重要な手段でありながら必要な人に十分利用されていなかった成年後見制度に関して、平成28年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。

これにより、どの地域に住んでいても、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、チーム・協議会・中核機関からなる「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構築が求められています。また、地域連携ネットワーク及び中核機関では、広報、相談、成年後見制度利用促進、後見人支援の4つの機能を果たすことが必要になり、これらにより不正防止効果も生じるとされています。

本町では、権利擁護支援としての成年後見制度の適切な利用を通じて尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加につなげていくようにすること、また、そのために地域連携ネットワークが、多様な主体の積極的な参画と適切な役割の発揮の下で、持続可能な形で運営できるようにすることを目標として、福祉課及び高齢者福祉課でネットワーク構築に向けた協議を行っていきます。

＜福祉課・高齢者福祉課＞

また、本町では、身寄りのない認知症高齢者・知的障がいのある人・精神障がいのある人等が成年後見制度を利用する際の申立てに関する費用について助成を行う事業を行っています。今後も認知症高齢者や一人暮らし高齢者等の増加が予想されることから、事業の周知と利用促進に努めます。

＜高齢者福祉課＞ 高齢者保健福祉計画

また、成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修や安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の強化などを行います。

＜福祉課＞ 障がい者福祉基本計画、障がい福祉計画

施策の方向 3) 分野横断的な課題への対応

(必要な施策) ①生活困窮者への自立支援

生活に困窮する人の多くは、失業や病気、社会的孤立、子育て不安など様々な課題を複合的に抱えており、その自立の促進を図るためには各々の事情に応じた包括的・継続的な支援が必要です。

そのような相談については、福岡県が設置している自立相談支援事務所にて相談を受けています。本町では、町民に対して、自立相談支援事務所の案内及び周知を実施しています。

＜福祉課＞

福岡県社会福祉協議会による生活福祉資金等低金利による貸付制度については、川崎町社会福祉協議会が窓口となり申請の受付を実施しており、制度の周知に努めます。

＜川崎町社会福祉協議会＞

(必要な施策) ②虐待などへの共通的な対応

高齢者、障がいのある人、こどもなどに対する虐待は、介護や子育てをしている家族などの養護者の精神的・身体的な負担が原因となっていることも多く、養護者への支援も必要です。また、施設などでの虐待は、職員への教育、職員の知識・経験に関する問題などが主な要因とされています。さらに、配偶者や交際相手からの暴力（DV）も深刻な社会問題となっています。虐待やDV（以下「虐待など」という。）は、重大な人権侵害行為です。

虐待などへの共通的な対応として、複合的な課題がある相談と同様に福祉課・高齢者福祉課・健康づくり課・人権推進課等が連携することを基本として、地域包括支援センターや児童相談所等の関係機関とも密に連携を図り、早期発見・早期対応を行います。

本町は、高齢者虐待への対応として、虐待を受けている高齢者や虐待を行っている養護者それぞれが、その人らしい暮らしができるよう、関係各課や関係機関と連携して支援を行います。また、施設従事者による虐待の通報を受けた際には福岡県介護保険広域連合や関係機関と連携をとり、事実確認を行った上で施設への指導及び入所者への対応を行います。

＜高齢者福祉課＞高年齢者保健福祉計画

また、児童虐待防止対策を充実させるため、虐待対応を含む支援が必要な家庭の情報を関係機関で共有し、それぞれが持つ機能を発揮したネットワークによる支援を十分提供できるよう、各機関の連携と機能の強化を図ります。

＜健康づくり課＞子ども・子育て支援事業計画

(必要な施策) ③住宅確保要配慮者への支援

住宅確保要配慮者（低額所得者、高齢者、子育て世帯、災害の被災者、犯罪被害者など住宅確保に特に配慮が必要な人）は、今後さらに増加すると考えられ、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図ることが重要です。

本町では、障がいのある人の公営住宅への優先入居を実施しています。今後とも、

公営住宅の建設時には段差の解消や手すりの設置、車椅子仕様住宅など、高齢者や障がいのある人に配慮した住宅の整備を推進するとともに、グループホームなどの民間活力による整備を推進します。 <住宅環境課>

(必要な施策) ④就労に困難を抱える人への支援

生活困窮者、高齢者、障がいのある人、ひとり親世帯などのうち、就労に困難を抱える人の就労を実現するためには、求職者一人一人の置かれた状況、ニーズに合わせたきめ細かな就労支援を行うことが必要です。また、求人企業とのミスマッチを防ぐため、地域の求人ニーズに合わせた知識・技術を高めることが重要です。

本町では、働きたくても働けないなど、多様な人々の就労や生活全般に関する相談窓口として福岡県が設置している自立相談支援事務所と連携しており、今後も継続していきます。

高齢者の就労は、これまで培ってきた経験や知識を引き続き社会で有効活用し、また地方で高齢者の生きがいや自信の一助となるなど、双方向の効果が期待できません。

本町では、田川地区シルバー人材センターに補助金を交付し、連携・協働して高齢者の就労を促進しています。高齢者の雇用対策は、今後も対応が必要な課題であるため、センターへの助成等による支援を継続していきます。

また、福岡県が実施する高齢者雇用に関する情報提供等の広報活動に努めます。

<高齢者福祉課> 高齢者保健福祉計画

障がいのある人に対して、公共職業安定所等の関係機関と連携・協力し、就労に関する情報提供や相談に応じ、就労への支援に努めます。地域事業主に対する障がいのある人の雇用に関する説明会等により、雇用を促進する各種助成制度等の周知徹底を図り、企業の障がいのある人に対する雇用の理解と決定雇用率を達成するよう啓発・広報活動に努めます。 <福祉課> 障がい者福祉基本計画、障がい福祉計画

(必要な施策) ⑤共生型サービスの展開

「介護保険法」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」などの改正により、平成30年(2018年)4月から、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなどについて、高齢者や障がいのある人が共に利用できる「共生型サービス」が設けられ、障がいのある人が65歳以上になっても、これまで通り慣れた事業所でのサービスを継続して受けやすくなりました。

本町では、障がいのある人が地域の中で、自分らしく生活していくためには、日常生活における在宅福祉サービスだけでなく、自立のための訓練や就労訓練、介護を受けながら様々な活動のできる場を提供することが必要です。また、障害者総合支援法に基づく日中活動サービスや、多様な活動の場を提供する地域活動支援センターの基盤整備を進め、共生型サービスを展開していきます。

<福祉課> 障がい者福祉基本計画、障がい福祉計画

(必要な施策) ⑥自殺対策の総合的な取り組み

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。自殺はこうした様々な悩みが原因で、心理的に追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことのできる社会的な問題であると言われています。人の「命」は何ものにも代えがたいものです。また、自殺は本人にとってこの上ない悲劇であるだけでなく、家族や周りの人々に大きな悲しみと生活上の困難をもたらし、社会全体にとっても大きな損失です。これを防ぐためには、保健・医療・福祉・教育・労働その他の関連施策との有機的連携を図り、総合的に自殺対策を推進し、町民一人一人が自殺を考えるほど追いつめられている人に気づき、支えあう社会をつくることが重要です。

本町では、第1期川崎町健康増進計画と第1期食育推進計画の見直しと第2期川崎町自殺対策計画がともに関連した内容のため、一体的な計画とし、「第1期かわさき健幸プラン」を策定し、感染症による影響も踏まえた事業の推進を図っています。本計画の基本目的は、からだと心も健康で幸せなまちづくりを目指すことです。

基本施策としては、地域におけるネットワークの強化、自殺対策を支える人材の育成、町民への啓発と周知、生きることの促進要因への支援、児童生徒のSOSの出し方に関する教育、重点施策としては、勤務問題に関わる自殺対策の推進、失業・無職・生活に困窮している人への支援の推進、シニア世代・高齢者への自殺対策の推進により、自殺対策に取り組みます。

<健康づくり課> **自殺対策計画**

第5章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制

1) 計画の周知・啓発

本計画を効果的に推進し、基本理念の目指す地域づくりを実現するためには、町、社会福祉協議会の取り組みだけでは不十分であり、住民や各種団体、事業者などの主体的な取り組みが不可欠です。そのため、本計画の考え方や取り組み等についてご理解いただき、共に実践していただけるよう、広報紙、ホームページ等を通じて計画内容を公表するとともに、地域での会合等の機会も捉えて周知・啓発に努めます。

2. 協働による推進体制

1) 町・社会福祉協議会の連携強化

本計画は、行政の「地域福祉計画」の推進を図るためには、社会福祉協議会との連携が大変重要な状況です。

そのため、町と社会福祉協議会が車の両輪のように連携を図りながら、本計画の推進役と住民や各種団体、事業者との調整役としての役割を一層強化し、地域福祉を推進していきます。

2) 関係機関との連携強化

本計画を推進し、支援を必要とする人のニーズに合った施策を展開していくため、地域福祉の担い手である民生委員・児童委員や行政区長会、福祉施設、医療機関等、様々な関係機関・団体との連携強化を図りながら、地域福祉活動の拡大を図っていきます。

3) 計画の進捗状況の管理・評価

本計画に基づく地域福祉の取り組みを効果的かつ継続的に推進していくために、川崎町地域福祉計画策定員会・川崎町地域福祉計画庁内策定委員会において、中間年の3年で地域福祉の進捗状況の評価を行い、本計画の推進につながるよう努めます。また、国の福祉施策の動向や地域の状況等を見極めながら、必要な見直しを協議します。

【資料編】

1. 川崎町地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成22年4月1日 告示第5号

(趣旨)

第1条 この要綱は川崎町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 委員会は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく川崎町地域福祉計画(以下「計画」という)を策定するために、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 計画策定に関する調査及び研究
- (2) 計画に記載する内容に関する事項
- (3) その他策定委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20名以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉関係者
- (3) 住民代表
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、委員を委嘱又は任命した日から計画の策定が完了するまでの期間とする。ただし、任期中であっても、その本来の職を離れたときは、委員の職を失う。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は、これを妨げない。

(会長及び副会長)

第6条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、これを主宰する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞き、又は、資料の提出を求めることができる。

(個人情報保護)

第8条 委員は、委員会において知り得た個人情報の保護及び漏えいの防止に万全を期さなければならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2. 川崎町地域福祉計画策定委員会委員名簿

(順不同・敬称略)

	所 属	氏 名
会 長	福岡県立大学 人間社会学部 社会福祉学科 教授	村山 浩一郎
副会長	川崎町民生委員・児童委員協議会	下山 正勝
委 員	田川医師会 医療法人むかひの内科呼吸器内科 院長	向野 達也
委 員	川崎町行政区長会	田所 義信
委 員	川崎町シニアクラブ連合会	上原 三代子
委 員	川崎町赤十字介護奉仕団「ぎんなんの会」	松岡 久代
委 員	社会福祉法人すみれ育成会 すみれアクティブセンター	柏木 利一
委 員	社会福祉法人川崎町社会福祉協議会 福祉委員会委員長	樋口 秀隆

3. 計画の策定過程

期 日	内 容
令和7年7月16日	1 委員委嘱及び任命辞令について 2 川崎町地域福祉計画について 3 川崎町地域福祉計画策定委員会の会長及び副会長の選出について 議題1 川崎町地域福祉計画アンケート調査について 議題2 その他

令和7年8月26日	議題1 川崎町地域福祉計画アンケート調査について 議題2 第4期川崎町地域福祉計画（案）について 議題3 その他
令和7年10月31日	議題1 川崎町地域福祉計画アンケート調査結果について 議題2 第4期川崎町地域福祉計画（案）について 議題3 その他

4. 用語集

ア行

・ I O T	「Internet of Things」の略。「モノのインターネット」を意味し、家電製品、自動車、工場の設備など、さまざまな「モノ」をインターネットに接続し、データ交換を行う技術である。これにより、機器の遠隔操作、状態の自動監視、リアルタイムなデータ分析に基づく業務効率の改善や省力化、新しいサービスの創出などが可能になる。
・ N P O	Non-Profit Organizationの略。「民間非営利組織」と訳される。医療・福祉や環境保全、災害復興、地域おこしなど、様々な分野における営利を目的としない住民の自発的意思による活動団体。
・ N G O	Non Governmental Organization（非政府組織）の略である。もともとは国際連合が国際会議に出席する政府以外の民間団体を指す用語として使い始めました。この中には営利団体（企業など）と政治団体（政党など）を除いた様々な民間の非営利団体（経営者団体、宗教団体、消費者団体、女性団体、労働組合、協同組合など）。

カ行

・ かがやけ川崎応援寄付金事業	ふるさと納税のことで、あなたが応援したい自治体に寄付ができる仕組みのことである。
・ 共同募金	民間社会福祉事業を推進するための財源を国民一人ひとりの自発的な助け合いの精神で集めようとする全国民的募金運動。赤い羽根をシンボルとすることから「赤い羽根共同募金」とも呼ばれる。各都道府県共同募金会が実施主体となる民間の募金活動。
・ 権利擁護	自己の権利や支援のニーズを表明することが困難な人の代理としてその権利やニーズの保護を行うこと。

・子ども・子育て支援事業計画	こどもや子育て家庭に寄り添った支援を充実することで、子育て家庭が子育てをしやすいと“感じ”、これからの川崎町を支えるこどもたちの成長を地域とともに支え、未来に夢と希望をもてるまちをめざし、基本理念は『子どもを育み、子どもの健やかな成長を支え、住み続けたいと感じられるまち』とした計画である。
・高齢者疑似体験研修	耳栓や特殊眼鏡、手足に重りなどを装着し、75～80歳前後の高齢者の身体的機能低下や心理的変化を疑似体験するプログラムである。

サ行

・児童相談所	18歳未満のこどもの福祉に関する相談・通告を受け、家庭や地域状況、生活歴や発達、性格、行動など専門的な角度から総合的に調査、診断、判定を行い、こども、保護者、関係者などに対して指導・援助を行う。また必要に応じて、こどもの一時保護、児童福祉施設などへの入所措置などの機能を併せ持つ相談援助活動を行う機関。
・社会福祉士	専門的知識及び技術をもって、身体上もしくは精神上の障がいがあること又は環境上の理由により日常生活に支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に携わる人。社会福祉士及び介護福祉士法に基づく国家資格。
・社会福祉法	社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、社会福祉の増進に資することを目的とした法律。
・社会福祉法人	社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人。社会福祉事業の公共性から、その設立・運営に厳格な規定が定められている。なお、社会福祉事業は、第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業に分けられている。
・身体障害者手帳	身体障害者福祉法に定める身体上の障害がある者に対して、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が交付する。
・生活困窮者	就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人のこと。
・生活保護	資産や能力などすべてを活用してもなお生活に困窮する人（世帯）に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度。
・成年後見制度	認知症、知的障がいがある人、精神障がいがある人などによって物

	事を判断する能力が十分でない人について、家庭裁判所が選任した成年後見人などの援助者が財産管理などを行うことにより本人を法律的に支援する制度。
・精神障害者保健福祉手帳	一定の精神障害の状態にあることを認定して交付することにより、手帳の交付を受けた者に対し、各方面の協力により各種の支援策が講じられることを促進し、精神障害者の社会復帰の促進と自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。
・生活支援コーディネーター	別名「地域支えあい推進員」で、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援および介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者である。

タ行

・田川地区シルバー人材センター	「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」を基に、高齢者に臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係るものの機会を確保し、及び組織的に提供することにより、その就業を援助して高齢者の能力の積極的な活用を図ることができるようにし、もって高齢者の福祉の増進に資することを目的とする公益目的事業である。
・地域共生社会	「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、共に支え合い、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のこと。
・地域包括支援センター	介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待の防止、介護予防などを総合的に行う機関、各市町に設置される。
・地域おこし健康づくり事業	こどもからお年寄りまで様々な世代の人々に楽しんでもらい、町民参加型の新たなイベントとして創出することで、これからの地域づくりの根本となる地元への誇りと愛着、郷土愛を育てていくことを目的とする。

ナ行

・日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人などのうち判断能力が十分でない人が、地域で自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき福祉サービスの利用支援や日常の金銭管理などを行う事業。
-------------	--

ハ行

・バリアフリー	高齢者、障がいのある人などが生活していく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など、様々な障壁を除去する考え方。
・パブリックコメント	国の行政機関が政令や省令等を定めようとする際に、事前に、広く一般から意見を募り、その意見を考慮し、行政運営の公正さの確保と透明性の向上を図り、国民の権利利益の保護に役立てること。
・避難行動要支援者	高齢者、障がいのある人、乳幼児など、特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人のこと。
・福祉避難所	高齢者、障がいのある人、乳幼児など、特に配慮を要する人（要配慮者）のための避難所のことであり、介助や相談などの支援、手すりや仮設スロープの設置など、要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制が整備された避難所。
・福祉用具	電動ベッド、車いす、歩行器、杖、スロープなど、高齢者や障がいのある人の日常生活上の困難を解消、軽減するための用具のこと。
・保育士	乳児から小学校就学前までの幼児（0歳～6歳）を保育するために必要な保育士資格を持った人のこと。
・福岡県介護保険広域連合	平成11年7月に設立された地方公共団体である。福岡県内の33の市町村が力をあわせ、公平で安定した介護保険制度の運営を行うことを目的としたものである。全国でも最大規模のメリットをいかし、連合内の方々が常に公平な介護サービスを受けられるように努めている。

マ行

・民生委員・児童委員	「民生委員」は厚生労働大臣から委嘱され、其々の地域において、住民の生活状態を必要に応じ適切に把握し、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う非常勤の地方公務員。また、民生委員は「児童委員」も兼ね、地域のこどもたちを見守るとともに妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関する様々な相談に応じ支援を行う。
------------	--

ヤ行

・要援護高齢者	認知症や心身機能の低下などのため、日常生活を営む上で何らかの介護や支援を必要とする高齢者。要介護高齢者と虚弱高齢者の総称。
---------	---

<p>・ 幼児教育アドバイザー</p>	<p>幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の幼児教育施設等を巡回、教育内容や指導方法、環境の改善等について指導を行う人のこと。</p>
---------------------	--

ラ行

<p>・ 療育手帳</p>	<p>児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害であると判定された者に対して交付する。</p>
---------------	---